

平成 30 年 6 月例会：次第（平成 30 年 6 月 30 日開催）

1. 会長挨拶

3. 報告事項

【会員の状況】 平成 30 年 5 月

- (1) 入会者：芝田 浩平 先生 近江徳洲会病院 5/1 付
退会者：青木 孝之 先生 草津総合病院 4/3 付

- (2) 会員の状況（30 年 5 月）

A 会員： 136 名、 B 会員： 165 名、 合計： 301 名

3. 報告事項

【総 務 部】

[総 務]

(1) 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針 (医療広告ガイドライン) について

今般、医療法施行規則等の一部の改正に伴い、「医業、歯科医業若しくは助産所の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」が改正され、本年 6 月 1 日から施行の予定である。これにより、平成 24 年 9 月 28 日付「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針」（医療機関ホームページガイドライン）は廃止されるとのことである。

医療に関する広告を行う者は、患者の受診等を誘引するという目的を有するものの、その責務として、患者や地域住民等が広告内容を適切に理解し、治療等の選択に資するよう、客観的で正確な情報の伝達に努めなければならない。

については、表題の新たな指針（医療広告ガイドライン）をご確認のうえ、医療機関のホームページについて適正な維持管理に努めるようお願いする。

厚労省 HP 参照

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000206548.pdf>

(2) 医療用医薬品卸売業者による便益労務提供の辞退の取り組みについて

平成 28 年 6 月 1 日付けで医療用医薬品卸売業に関する公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けた運用基準が施行され、第 6 条の公正競争規約を以て「提供が制限される景品（便益労務）」が具体的に例示された。

これを受け、今般、医療用医薬品卸売業公正取引協議会近畿ブロック滋賀県地区会が、滋賀県内事業所を対象に調査を行ったところ、一部の医療機関に対し、医療用医薬品卸売業公正競争規約に違反する便益労務を提供していることが判明したとのことであり、下記の行為については改めて便益労務提供を辞退するので医療機関にはご理解願いたいとの依頼があった。

医療機関内での医療用医薬品等の品質管理及び安全管理上の問題にも関わることから、医療用医薬品卸売業事業所に対して、下記の労務を依頼することがないようご留意願いたい。

〈提供が制限される便益労務の具体例 運用基準第6条第2項〉

- ①医薬品納入後の棚入れ
- ②医薬品の包装の開封を伴う作業を含む包装単位の細分化作業
- ③施設内における医薬品等の移送
- ④棚卸及び備蓄薬剤の管理に関わる行為

詳細は、滋賀県医師会報6月号に掲載

(3) 「自見花子と語る会」の開催について

- ・開催日：平成30年12月15日（土）
- ・開催場所：大津プリンスホテル

(4) 病診連携の推進に係る意見交換会の開催について（ご案内） (総務資料1) p.1

(5) 第2回「薬剤耐性（AMR）対策普及及び啓発活動表彰」の取り組み事例の厚生労働大臣表彰の募集について (総務資料2) p.3

(6) 予防接種の委任状における代理人の範囲について (総務資料3) p.4

(7) 「市町予防接種健康被害調査委員会設置指導方針」の一部改正について (総務資料4) p.6

(8) 平成30年度農薬危害防止運動の実施について (総務資料5) p.15

(9) 予防接種・感染症危機管理対策委員会「安全安心な予防接種推進のための全国医師会調査2018」実施報告書について (総務資料6) p.22

(10) 平成31年度地域医療介護総合確保基金（医療分）にかかる事業提案について (総務資料7) p.32

(11) 医療機関における緊急肝炎ウイルス検査の実施について (総務資料8) p.39

(12) 新システム「びわ湖あさがおネット」の再稼働について (総務資料9) p.49

(13) 平成30年大阪府北部を震源とする地震による災害に伴う予防接種の取扱いについて (総務資料10) p.51

【学 術 部】

[医 療 安 全]

(1) 電波環境協議会による「医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き」周知啓発用資料について

この度、電波環境協議会において標記手引きの周知啓発を目的に動画とe-learning教材(基礎編、応用編)をとりまとめられたのでご留意願いたい。

詳細 URL <https://www.emcc-info.net/info/info300410.html>

(2) 数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とする医薬品の追加について

標記については平成 22 年 3 月 19 日付け薬食監麻発 0319 第 4 号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知において通知されている「数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とする医薬品の追加について」の別添であり、今般、標記別添について「2. 医師の適切な指導のもとに使用されなければ健康被害のおそれがある未承認の医薬品」に新たに下記の品目を追加されたのでご留意願いたい。

- ・ミソプロストール製品 1 品目
(販売名：Miso-Kare Misoprostol Tablets IP 200 mcg)
- ・ミフェプリストン・ミソプロストール製品 1 品目
(販売名：A-Kare Combipack of Mifepristone Tablets IP & Misoprostol)

(3) トファシチニブクエン酸塩製剤の使用に当たっての留意事項について

本通知は、結核、肺炎、敗血症、ウイルス感染等による重篤な感染症の新たな発現もしくは悪化や帯状疱疹等の再活性化が本剤であらわれることがあり、本剤との関連性は明らかではないが悪性腫瘍の発現も報告されていることから、本剤の使用に関して、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分に説明し、同意を得てから投与を開始する等の使用上の注意等について周知を依頼するもの。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T180528I0040.pdf>

【保 険 部】

- (1) 平成 30 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について【日医常任理事通知（保 74）】
(診療所に関係する主な事項のみ県医師会報 7 月号「保険」のページ掲載予定)

※厚生労働省ホームページに掲載済

<http://www.mhlw.go.jp/file.jsp?id=567322&name=file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000212860.pdf>

(6 月 21 日付け 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

- (2) 疑義解釈資料（その 4）について 【日医常任理事通知（保 50）】
(県医師会報 6 月号 P. 22～P. 23 に掲載済)

- (3) 検査料の点数の取扱いについて 【日医発第 240 号（保 57）】
(新たに保険適用が認められた検査-平成 30 年 6 月 1 日適用-)
(県医師会報 6 月号 P. 23～P. 24 に掲載済) (日医雑誌 8 月号掲載予定)

※厚生労働省ホームページに掲載済

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T180601S0010.pdf>

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載される予定

<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiyo/>

- (4) 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について 【日医発第 236 号（保 53）】

(概要は県医師会報 6 月号 P. 24～P. 26 に掲載済) (詳細は日医雑誌 7 月号を参照)

※厚生労働省ホームページに掲載済

<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/tsuchi/T180521S0010.pdf>

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載される予定

<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/iyaku/>

- (5) 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正等について 【日医発第 239 号 (保 56)】
(概要は県医師会報 6 月号 P. 26～P. 28 に掲載済) (詳細は日医雑誌 8 月号を参照)

※厚生労働省ホームページに掲載済

<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/tsuchi/T180530S0030.pdf>

- (6) ボトックス注用の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正について 【日医発第 237 号 (保 54)】
(概要は県医師会報 6 月号 P. 28～P. 29 に掲載済)

※厚生労働省ホームページに掲載済

<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/tsuchi/T180528S0010.pdf>

- (7) 公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて
【日医発第 175 号 (保 40)】
(概要は県医師会報 7 月号「保険」のページ掲載予定)

※厚生労働省ホームページに掲載済

<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/tsuchi/T180502S0010.pdf>

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載される予定

- (8) 抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤 (オプジーボ点滴静注) に係る最適使用推進ガイドライン (悪性黒色腫) の一部改正に伴う留意事項の一部改正について

【日医発第 238 号 (地 72) (保 55)】

(概要は県医師会報 6 月号 P. 31 に掲載済)

※厚生労働省ホームページに掲載済

<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/tsuchi/T180528S0020.pdf>

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載される予定

- (9) 共済組合員証の無効について

①刑務共済組合大阪矯正管区支部（保険者番号 31270101）

組合員証番号	無効年月日	無効事由	備考
105-100132	H30. 5. 24	共済組合員証紛失のため	・当該組合員は大津市長等在住

（県医師会報 6 月号 P. 31 に掲載済）

(10) 医療機器の保険適用について（6 月 1 日保険適用分）及び「医療機器の保険適用について」等の一部訂正について 【日医発第 253 号（保 64）】【日医事務連絡（保 65）】

(11) ニコチン依存症管理料の施設基準に係る届出の取扱いについて

（県医師会報 6 月号 P. 33 参照）

・届出対象の医療機関には近畿厚生局滋賀事務所から通知が届いているのでご確認願いたい

(12) 長期投与について

（県医師会報 7 月号「保険」のページ掲載予定）

- ・「1 回 14 日分を限度」とされている医薬品を、必要最小限の範囲で、1 回 30 日分を限度に投与して差し支えないのは、①海外への渡航、②ゴールデンウィーク、③年末年始のときだけであり、お盆休みや国内旅行は該当しない
- ・①～③の理由で 14 日分を超えて投与する場合には、診療報酬明細書の摘要欄、あるいは院外処方せんの備考欄に投与した理由（「海外旅行につき」など）を記載すること

[平成 30 年大阪府北部を震源とする地震関係通知]

《情報掲載ホームページ》

日医ホームページ「地震などの災害時における保険診療等に関する情報」

<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryoo/jishin/>

[その他]

(13) 向精神薬長期処方の研修「不安又は不眠に係る適切な研修」の要件について

（県医師会報 6 月号 P. 32 に掲載済）

(14) 各種施設基準の届出について

①初診料に係る機能強化加算 → 要届出事項

※初診料に係る「機能強化加算」についても、近畿厚生局滋賀事務所へ施設基準の届出が必要である点にご留意願いたい

②開設者が変更になった場合、移転開設した場合、医療法人化した場合、診療所から病院あるいは病院から診療所へ変わった場合等は、従前の保険医療機関を廃止し、改めて新規指定申請の手続きを行うことになる。このことに伴い、従前に届出していた健康保険法上の施設基準等も改めて届出が必要となる。

上記の届出を行わなかった場合は、届出が行われていないこととなり、届出漏れが判明した時点で、届出漏れの事項に係る診療報酬の返還請求が行われることになるので、十分ご留意願いたい。

☆施設基準等の届出書提出先・問い合わせ先

近畿厚生局滋賀事務所審査課

- (15) 再診料に係る地域包括診療加算・認知症地域包括診療加算及び地域包括診療料・認知症地域包括診療料の施設基準にある『慢性疾患の指導に係る適切な研修』の要件について

※標記施設基準にある『慢性疾患の指導に係る適切な研修^{注)}』の要件については、前回の施設基準届出時から2年毎に当該研修を受講したことを証明する書類を近畿厚生局滋賀事務所へ提出する必要があるので、前回 H28 年 8 月 1 日付け算定開始で届出受理されている医療機関にあってはご留意願いたい

※注) 日本医師会生涯教育制度に係る研修であり、2年間で通算 20 時間以上の受講が必要。

20 時間の講習の中には、カリキュラムコードとして 29 認知能の障害、74 高血圧症、75 脂質異常症、76 糖尿病を含んでおり、それぞれ 1 時間以上の研修(座学)を受講しなければならず、かつ服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の主治医機能に関する内容が適切に含まれていなければならない

※研修要件を満たせない場合は辞退の届出を提出する

【小児保健部】

[学校保健]

(1) 学校における麻しん対策について

麻しんウイルスの感染力及び麻しんの重篤性を鑑み、学校においても、日頃から十分な予防策を施すとともに、万一麻しんが発生した場合には迅速な対応をとることが重要であることから、「学校における麻しん対策ガイドライン第二版」(平成 30 年 2 月)に基づき適切にご対応いただくよう周知願いたい。

- ・学校における麻しん対策ガイドライン第二版(平成30年2月)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08040804.htm

【広報部】

(1) ホームページ運営委員会よりのお願い(お知らせ)について

- ・坂井先生より説明。

【公衆衛生部】

[地域保健]

(1) 麻しんの予防接種の推奨について

医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員等が麻しんを発症すると、多数の者に感染を引き起こす可能性が高い。このことから厚生労働省は、医療機関の職員等に対して罹患歴や予防接種歴を確認し、予防接種を十分検討する必要があることについて周知を求めている。

- ・麻しん風しん混合(MR)ワクチン接種の考え方(国立感染症研究所 感染症疫学センター)
https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/MRvaccine_20180417.pdf
- ・医療機関での麻疹対応ガイドライン(国立感染症研究所 感染症疫学センター)
https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/medical_201805.pdf

(2) 「子どものためのスポーツ健康手帳」について

平成 29 年に発行したスポーツ健康手帳について残部があるので、必要な医療機関については、本会スポーツ医担当まで必要部数の連絡をお願いしたい。

(3) ダニ媒介感染症に係る注意喚起について

北海道において国内 5 例目のダニ媒介脳炎患者の発生が確認されたことから、ダニ媒介感染症の注意喚起について、厚生労働省から周知依頼があった。

感染症法に基づく届出対象のダニ媒介感染症の患者を診断した場合には、保健所への届出を徹底願いたい。

- ・ダニ媒介脳炎について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000133077.html>

- ・ダニ媒介感染症

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164495.html>

4. 講演会・研修会等のご案内

(総務資料 11) p. 55

①緩和ケア研修会

②平成 30 年度滋賀県立小児健康医療センター遺伝カウンセリング研修

5. 当医師会 7 月の行事予定表

(総務資料 12) p. 66

G P 実行委員会主催研修会のご案内

(総務資料 13) p. 67

☆☆☆ 医協連絡事項 ☆☆☆

＜第 52 期通常総代会報告＞

平成 30 年 5 月 19 日 (土) に第 52 期通常総代会が、琵琶湖ホテル 3 階瑠璃にて開催され、上程された全ての議案について可決・承認されました。大変お忙しい中、ご出席いただきました総代ならびにオブザーバーの先生方には厚く御礼申し上げます。

＜出資配当金のご案内＞

平成 29 年度分の出資配当金が確定いたしました。医療機関宛てにご案内を送付しておりますのでご確認の程お願いいたします。



平成30年 6月 1日

各地域職域医師会長 様
滋賀県歯科医師会長 様

滋賀医科大学医学部附属病院
病院長 松末 吉隆
【公印省略】

病診連携の推進に係る意見交換会の開催について(ご案内)

平素は本院の運営、特に病診連携につきまして、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、病診連携の一層の推進を図るため、今年度も標記意見交換会を下記のとおり開催予定です。詳細な開催通知は改めてお送りいたしますが、貴会員の先生方に早めにお知らせいただきまして、ご出席いただきますようご配慮よろしくお願い申し上げます。

また、別紙にてアンケートを添付いたしました。ご回答いただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

- 日 時 平成30年10月25日(木) 午後2時～4時
- 場 所 滋賀医科大学 リップルテラス2階 会議室1

<お問い合わせ先>

滋賀医科大学医学部附属病院
患者支援センター 椎野・渡邊

TEL 077-548-2513

FAX 077-548-2815

○複数科による診療紹介の講演を計画しております。

特に、ご希望の診療科がございましたらお知らせいただきますようお願いいたします。

貴医師会・歯科医師会名 _____

ご連絡先 _____

() ご希望の診療科がある

診療科名 _____

診療科名 _____

診療科名 _____

() 特に希望の診療科はない

※お手数をおかけいたしますが、同封の返信用封筒にて 6月30日までに
ご返送いただければ幸いです。

第2回『薬剤耐性（AMR）対策普及啓発活動表彰』の取組事例の 厚生労働大臣表彰の募集について

平成30年6月1日

厚生労働省健康局結核感染症課

このたび内閣官房国際感染症対策室において、第2回薬剤耐性（AMR）対策普及啓発活動表彰の募集が開始されました。

薬剤耐性（AMR）対策の普及啓発活動に取り組んでいる個人または団体を対象に、4つの部門（国民部門、医療部門、研究・教育部門、動物部門）で表彰が行われます。厚生労働大臣賞は、医療部門（患者・医療従事者への普及啓発の取組）における応募者から審査の結果にて授与されます。

応募方法等、詳しくは下記の募集サイトからご確認ください。自薦、他薦は問いません。薬剤耐性（AMR）対策における先進的な取り組みや、多くの国民または多くの分野に広がるような取り組みを行っている方々からの、多数のご応募をお待ちしております。

募集期間	平成30年5月28日（月）～6月29日（金）
審査結果発表	平成30年10月頃
表彰式	平成30年11月頃

第2回薬剤耐性（AMR）対策普及啓発活動表彰の取組事例の募集について

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infection/event/amrform2018.html>



草健発第 1637号
 栗健第 428号
 平成30年6月1日

一般社団法人 草津栗東医師会
 会長 中嶋 康彦 様

草津市長 橋川 渉
 栗東市長 野村 昌弘
 (公 印 省 略)

予防接種の委任状における代理人の範囲について

平素は、本市の保健衛生行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、予防接種事業において保護者以外の同伴が必要な際は、委任状を提出していただいているところですが、委任状における代理人の範囲について予防接種実施医療機関より問い合わせがありましたので、次のとおり対応いただきますよう通知いたします。

定期の予防接種の実施における保護者以外の同伴につきましては、厚生労働省の事務連絡により「定期の予防接種には、原則、保護者の同伴を必要とするが、保護者が特段の理由で同伴することができない場合、被接種者の健康状態を普段より熟知する親族等で適切な者が接種対象者に同伴することは差し支えないものとする。(中略) 接種の際には、予診票に加え、当該同伴者の同意をもって保護者の同意とする旨の委任状の提出を併せて求めるものとする。」とあります。

滋賀県業務感染症対策課に確認し、厚生労働省の通知内容は「委任状があるということ」即ち「代理人が健康状態をよく知る人であることを保護者が認めた」と解釈できるとのことであり、今後、保護者と代理人の関係性に関わらず、委任状を提出された方を代理人として認めることといたします。

なお、保護者とは、予防接種法第2条7項において「親権を行う者又は後見人」とされております。

また、委任状について、草津市においては出生届の際に「予防接種と子どもの健康」と同時に配布しているほか、草津市ホームページにて保護者以外が同伴する場合は委任状が必要な旨を周知しているとともに、委任状の印刷も可能です。栗東市においては広報りっとう4月号とともに全戸配布している健康づくりカレンダーに保護者以外が同伴する場合は委任状が必要な旨を記載しているほか、栗東市ホームページ、草津栗東市内の予防接種実施医療機関にて入手可能な点を周知していることを申し添えます。

上記の内容を貴会員あてに通知いたしますので、御承知おきください。

草津市健康増進課	担当： 小西 井上
	TEL 561-2323 FAX 561-2482
栗東市健康増進課	担当： 木村
	TEL 554-6100 FAX 554-6101

事 務 連 絡
平成20年4月1日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

定期の予防接種の実施における保護者以外の同伴について

平成20年3月21日付け健発第0321008号厚生労働省健康局長通知（「定期の予防接種の実施について」の一部改正について）における別添（定期（一類疾病）の予防接種実施要領）において、定期の予防接種時には、保護者の同伴が必要であることを規定しているところであるが、現下の就業環境等では同伴が困難な家庭もあることから、接種の実施に当たっては、親族等による同伴も認めるべきであるとの要望があったところである。

今般、麻しんの定期接種3期、4期を追加し、定期の予防接種の充実を図ったところであるが、積極的に予防接種を勧奨するとともに、十分な接種の機会を確保する観点から当該要領中の保護者の同伴の取扱いについては、下記のとおりとして差し支えないことと整理したので、十分了知の上、貴管内市区町村及び関係機関への周知方お願いする。

記

定期の予防接種には、原則、保護者の同伴を必要とするが、保護者が特段の理由で同伴することができない場合、被接種者の健康状態を普段より熟知する親族等で適切な者が接種対象者に同伴することは差し支えないものとする。

この場合、事前に説明する等により、予診票の記載事項等について保護者の理解を求めるとともに、接種の際には、予診票に加え、当該同伴者の同意をもって保護者の同意とする旨の委任状の提出を併せて求めるものとする。

滋 薬 感 対 第 785 号
平成 30 年(2018 年)6 月 1 日

一般社団法人 滋賀県医師会長 様
一般社団法人 滋賀県病院協会会長 様
各地域医師会長 様

滋賀県健康医療福祉部
薬務感染症対策課長
(公 印 省 略)

「市町予防接種健康被害調査委員会設置指導方針」の一部改正について

このことについて、別紙のとおり一部改正し平成 30 年 6 月 1 日から適用することとしましたので、よろしくお願ひします。

つきましては、その運用について適切に対応いただくようお願ひします。

滋賀県健康医療福祉部
薬務感染症対策課
感染症対策係 舟山
TEL : 077-528-3632
FAX : 077-528-4863
E-mail : eh0003@pref.shiga.lg.jp

市町予防接種健康被害調査委員会設置指導方針新旧対照表

新	旧
<p>市町予防接種健康被害調査委員会設置指導方針</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(別紙1)</p> <p>滋賀県予防接種健康被害専門医師団の編成について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 編成</p> <p>専門医師団は、次に掲げる職にあるものをもって編成し、健康医療福祉部長が依頼するものとする。</p> <p>(1) 滋賀県医師会理事</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) 各地域医師会長</p> <p>(4) 各地域医師会公衆衛生担当理事</p> <p><u>(5) 各地域医師会長が適当と認めるもの</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>付則</p> <p>平成22年2月9日一部改正する。</p> <p>付則</p> <p>平成24年3月28日一部改正する。</p>	<p>市町予防接種健康被害調査委員会設置指導方針</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(別紙1)</p> <p>滋賀県予防接種健康被害専門医師団の編成について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 編成</p> <p>専門医師団は、次に掲げる職にあるものをもって編成し、健康医療福祉部長が依頼するものとする。</p> <p>(1) 滋賀県医師会理事</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) 各地域医師会長</p> <p>(4) 各地域医師会公衆衛生担当理事</p> <p>3～4 (略)</p> <p>付則</p> <p>平成22年2月9日一部改正する。</p> <p>付則</p> <p>平成24年3月28日一部改正する。</p>

付則

平成 26 年 3 月 26 日一部改正する。

付則

平成 30 年 6 月 1 日一部改正する。

(別紙 2)

市町予防接種健康被害調査委員会設置要綱(例)

(目的)

第 1 条 予防接種法第 2 条、第 5 条および第 6 条の規定に基づく予防接種による健康被害（以下「健康被害」という。）を適正かつ円滑に処理するため、予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 条～第 9 条 (略)

(別記様式) (略)

(別紙) (略)

(別紙 3) (略)

(別紙 4) (略)

付則

平成 26 年 3 月 26 日一部改正する。

(別紙 2)

市町予防接種健康被害調査委員会設置要綱(例)

(目的)

第 1 条 予防接種法第 3 条、第 6 条および第 9 条ならびに結核予防法第 13 条の規定に基づく予防接種による健康被害（以下「健康被害」という。）を適正かつ円滑に処理するため、予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 条～第 9 条 (略)

(別記様式) (略)

(別紙) (略)

(別紙 3) (略)

(別紙 4) (略)

市町予防接種健康被害調査委員会設置指導方針

市町長又は都道府県知事の行う予防接種による健康被害については、予防接種法および結核予防法の一部改正に伴う昭和52年3月7日付け厚生省公衆衛生局長通知をもって、健康被害発生に際し、適正かつ円滑な処理を行うため、市町長が予防接種健康被害調査委員会を設置することとされた。

昨今の予防接種を取り巻く社会状況に鑑み、県および市町の役割を明確化し、県下において統一的に迅速かつ公正な市町予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）の開催・運営を行うことを目的として、市町予防接種健康被害調査委員会設置指導方針を定めることとする。

1 予防接種健康被害発生時における県の対応

県は、委員会設置に際し必要となる専門医師集団を編成（別紙1）し、要請のあった市町に対し推薦を行うものとする。

2 予防接種健康被害発生時における市町の対応

(1) 市町長は、予防接種による健康被害者およびその保護者から健康被害救済の申請があった場合「市町予防接種健康被害調査委員会設置要綱(例)」(別紙2)に基づき、直ちに委員会を設置し、適正かつ円滑な処理を行うものとする。

(2) 市町長は、委員会にかかる専門医師について、別紙3により滋賀県健康医療福祉部長あて推薦を依頼するものとする。

(3) 市町長は、委員会にかかる所轄保健所長について、別紙4により参加を要請するものとする。

(別紙 1)

滋賀県予防接種健康被害専門医師団の編成について

1 目的

予防接種健康被害調査委員会設置市町長からの専門医師推薦依頼に対し、速やかに対処するため滋賀県予防接種健康被害専門医師団を編成する。

2 編成

専門医師団は、次に掲げる職にあるものをもって編成し、健康医療福祉部長が依頼するものとする。

- (1) 滋賀県医師会理事
- (2) 学識経験者
- (3) 各地域医師会長
- (4) 各地域医師会公衆衛生担当理事
- (5) 各地域医師会長が適当と認めるもの

3 任務

専門医師団員は、市町長からの要請に基づき予防接種健康被害調査委員会に参加し、専門的な立場から調査、検討および必要な助言等を行うものとする。

4 任期

専門医師団の任期は翌年度末までとする。

付則

平成 22 年 2 月 9 日一部改正する。

付則

平成 24 年 3 月 28 日一部改正する。

付則

平成 26 年 3 月 26 日一部改正する。

付則

平成 30 年 6 月 1 日一部改正する。

(別紙 2)

市町予防接種健康被害調査委員会設置要綱 (例)

(目的)

第 1 条 予防接種法 第 2 条、第 5 条および第 6 条の規定に基づく予防接種による健康被害 (以下「健康被害」という。) を適正かつ円滑に処理するため、予防接種健康被害調査委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、医学的な見地から健康被害を調査するものであり、主として当該事例の疾病状況および診療内容に関する資料収集、必要と考えられる場合の特殊検査または剖検の実施についての助言等を行うものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 市町代表者
- (2) 県が推薦する専門医師
- (3) 所轄保健所長

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、市町長が設置し、審議終了後解散するものとする。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 3 委員長は、会議の内容により必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(報告)

- 第6条 委員長は、審議の結果を別記様式により速やかに市町村長へ報告しなければならない。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、市町予防接種主管課において処理する。

(経費)

- 第8条 委員会運営に要する経費については、各市町が定める単価に従い負担するものとする。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。



滋環政第 432 号
 滋薬感対第 777 号
 滋農経第 481 号
 平成 30 年(2018 年) 6 月 6 日

一般社団法人滋賀県医師会会長
 大津市医師会会長
 草津栗東医師会会長
 守山野洲医師会会長
 甲賀湖南医師会会長
 近江八幡市蒲生郡医師会会長
 東近江医師会会長
 彦根医師会会長
 湖北医師会会長
 高島市医師会会長
 大津赤十字病院医師会会長
 滋賀医科大学医師会会長
 滋賀県病院協会会長
 各病院長

様

滋賀県琵琶湖環境部長
 (公印省略)
 滋賀県健康医療福祉部長
 (公印省略)
 滋賀県農政水産部長
 (公印省略)

平成 30 年度農薬危害防止運動の実施について (通知)

農薬の危害防止については、従来より格別の御協力をいただいているところですが、近年の食の安全・安心に対する社会の関心は非常に高く、農薬の適正使用と周辺への飛散防止を一層推進する必要があります。

農薬の使用に当たっては、依然として、周辺環境への配慮が十分でなかった事例や農薬の不適切な管理による誤飲事例、農薬ラベルの確認不徹底等に起因する農薬使用基準の違反事例等が散見されており、今後も引き続き、農薬危害防止の徹底を図る必要があります。

つきましては、別紙「平成 30 年度滋賀県農薬危害防止運動実施要領」に基づき、農薬危害防止運動を実施し、農薬の適正な使用および保管管理等の徹底を図ることとしましたので、その趣旨を御理解の上、格別の御配慮をお願いします。

なお、農薬による事故の実態を把握したいので、処置された場合は、別紙様式により所管の保健所を經由して健康医療福祉部薬務感染症対策課あて連絡いただきますよう、併せてお願いします。

別紙

平成30年度滋賀県農薬危害防止運動実施要領

第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定、県民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等を行うとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用ならびに関係部局間の連携協力体制の強化等に努めてきた。

しかしながら、農薬の使用に伴う農作物や周辺環境等に対する被害の発生事例や、農薬の不適正な使用事例が見られる状況にある。

また、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子供等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の徹底を図ることが必要である。

加えて、農薬登録を受けることなく、農薬としての効能効果をうたっている資材や、成分からみて農薬に該当する資材が販売及び使用されないよう周知・指導の強化を図っていく必要がある。

このため、農薬取締法ほか関係法令について周知徹底するとともに、農薬の取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理ならびに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬の不適切な取扱いやそれに伴う事故等を未然に防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

第2 名称

農薬危害防止運動

第3 実施期間

平成30年7月1日から9月30日まで

第4 実施主体

滋賀県

第5 実施事項

1 農薬およびその取扱いに関する正しい知識の普及啓発等

(1) 普及啓発の強化

ア、広報等による普及啓発

インターネットやポスターなどの広報手段を活用して、本運動ならびに農薬とその使用に関する正しい知識の普及啓発を行う。

イ、講習会等の開催を通じた普及啓発

農薬使用者のほか、毒物劇物取扱者、農薬販売者等を対象として、農薬の安全かつ適正な使用、農薬の適正販売、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令等に関する講習会等を開催し、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図る。

その際、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、中毒時の対応等について記載した資料を配布し、理解の増進に努める。

(2) 医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等

医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状およびその応急処置等について解説した資料を配布しているので、万が一事故が発生した場合の処置体制について万全を期すとともに、今後の事故防止対策に反映させるべく、医療機関等に対し、事故内容等の速やかな報告を依頼する等、事故の状況を的確に把握する。

2 農薬の適正使用についての指導等

(1) 農薬の不適正使用防止対策の推進

農薬による危害の防止および農作物の安全確保のため、農薬使用者に対し、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）を踏まえ、適用作物、使用量や希釈倍率、使用時期、使用回数、有効期間等の農薬使用基準、ならびに適用病害虫の範囲および使用方法、使用上の注意事項の遵守を徹底するよう指導する。

加えて、農業者に対しては、「滋賀県版GAP実践点検項目」（平成29年3月）等を参考として、各生産地が取り組んでいる生産工程管理の点検項目の中の農薬の適正使用に関する取組について、改めて注意喚起を行い、安全な農産物を生産できるよう、積極的に指導する。

そのため、別記1「農薬の不適正使用の主な原因およびその防止対策」について、地方公共団体の関係部局、農業協同組合、農産物直売所等関係機関の職員を活用しつつ、巡回指導や集団指導等の方法により効果的に指導を行う。指導の際には、特に、以下の事項について留意する。

ア、適用のない作物に誤って農薬を使用することのないよう、必ず使用前にラベルを確認するとともに、最新の登録内容を確認すること。同じ科に属する作物であっても形状や栽培形態が異なったり、名称や形状が似ていても異なる作物であれば、使用できる農薬や使用方法が異なる場合があることに注意すること。

イ、使用した農薬が散布対象の作物とは別の作物に付着・残留することのないよう、当該別の作物に農薬が飛散することを防止する対策を徹底するとともに、農薬の使用前後には防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認すること。特に有機農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で作業する場合には、当該生産ほ場への農薬の飛散等に十分注意すること。

ウ、最終有効年月を過ぎた農薬は、その品質が保証されないため農薬の効果が十分でないだけでなく、使用基準や残留農薬基準値が変更されている場合があり、使用した農産物が残留農薬基準値を超過する可能性もあることから、最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにする

こと。

エ、水田において農薬を使用する場合は、注意事項に記載された止水期間を遵守し、適切な水管理や畦畔整備の措置を講じること。

(2) 販売および使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導の徹底

農薬取締法第9条第2項および第11条で販売および使用が禁止されている別記2「販売禁止農薬・使用禁止農薬」に該当する農薬が自宅の倉庫等で発見された場合は、使用したり、他人に譲渡したりせず、関係法令を遵守して、適切に処理するよう指導する。

(3) 無登録農薬の疑いがある資材の使用に関する指導

農薬登録番号等、農薬取締法第7条に規定する表示がなく、農薬としての効能効果をうたう無登録農薬の使用は、農薬取締法第11条に違反するので、農薬使用者に対し、無登録農薬を使用しないよう指導する。

(4) 農薬による事故を防止するための指導等

農薬散布の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者、病害虫防除の責任者及び農薬使用委託者を対象として、遵守すべき関係法令および別記3「農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項」の周知を図る。

その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

ア、農薬使用に当たっての防護装備着用の徹底

農薬の調製、散布及び防除器具の洗浄を行うときは、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を着用するよう指導を徹底すること。

イ、混用に関する注意事項の厳守の徹底

やむを得ず、使用の段階で農薬と他の農薬等（肥料等を含む）を混用して使用する、いわゆる現地混用を行う場合において、ラベルに他の農薬等との混用に関する注意事項が表示されているときは、当該注意事項を厳守するとともに、生産者団体が発行する「農薬混用事例集」等を参考とし、これまでに知見のない組合せで現地混用を行わないよう指導すること。

ウ、土壌くん蒸剤の使用に当たっての安全確保の徹底

土壌くん蒸剤を使用する場合は、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、防護マスク等の防護装備の着用、施用直後のビニール等での被覆等を確実にを行う等の安全確保を徹底すること。また、使用場所、周辺の状況に十分配慮して防除を行うよう指導を徹底すること。

エ、住宅地等における農薬使用に当たっての必要な措置の徹底

ほ場のみならず、学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所において農薬を散布する農薬使用者等に対し、農薬の飛散が周辺住民や子ども等に健康被害を及ぼすことがないように、別記4の「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号）を周知すること。

① 農業生産場面

住宅地等の周辺ほ場（市民農園や家庭菜園を含む）において農薬を散布する場合は、農薬の飛散を防止するための必要な措置を講じると

ともに、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面、看板等により周辺住民への周知に努めること。

② 公園、街路樹等一般場面

学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻りに訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成22年5月環境省、平成30年3月改訂）も参考としつつ、病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。

やむを得ず農薬を使用する場合にも、散布以外の方法を十分に検討し、散布する場合でも最小限の部位及び区域にとどめ、飛散防止対策をとる等、農薬の選択及び使用方法を十分に検討し、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面、看板等により周辺住民、施設利用者等への周知に努めること。また、立入制限範囲の設定等により、農薬散布時や散布直後に農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置を講じること。特に、学校では、万が一にも子供が農薬を浴びることがないように、学校の施設管理者及び作業を受託する防除業者等に対し、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯には農薬散布を実施しないなど、散布日・時間帯に最大限配慮すること。

さらに、農薬使用者等だけでなく、自治体の施設管理部局、集合住宅の管理業者等、施設内や住宅地周辺の植栽管理のために病虫害防除を委託する可能性がある者に対しても、このことについて周知を徹底すること。

また、農薬の飛散防止のため、フェロモントラップ（捕虫器）の使用は有効であるが、野鳥を誤って捕獲しないよう十分注意をし、使用時期終了後は速やかに取り外しを行う等、適切に管理すること。

オ、無人航空機を用いた農薬散布についての留意事項の徹底

- ① 関係法令等を遵守するとともに、事前に、農薬を散布する日時、使用する農薬の種類等について、周辺住民等への周知を行うこと。また、農薬散布の際は、散布区域内及びその周辺における危害防止に万全を期すとともに、作業関係者の安全に十分留意すること。
- ② 航空法（昭和27年法律231号）に基づき、事前に国土交通大臣の許可・承認を受けることが必要であることに留意すること。
- ③ 架線等の危険箇所の把握、オペレーター及びナビゲーターの配置、飛行経路の選定並びに自動操縦の可否等について、実施計画策定時において十分に検討すること。
- ④ 散布ほ場及びその周辺の地図を作成し、オペレーターとナビゲーターが連携して散布ほ場の下見を行うことにより、危険箇所及び飛行経路を明確に地図に示す等、事前確認を強化・徹底すること。
- ⑤ 散布中は散布区域内及び周辺に人が立ち入らないように常に注意すること。また、風速が3m/秒を超える場合には、農薬散布を実施しな

いことを徹底するとともに、超えない場合であっても、風向きを考慮した散布を行うよう努めること。

- ⑥ 特に機体の軽い小型の無人航空機（いわゆるドローン等）は、飛行させるための下降気流が小さく、風の影響を受けやすいため、これを利用して農薬散布を実施する場合には、風向きを十分考慮した散布を行うよう努めること。
- ⑦ 自動操縦による空中散布については、設定した飛行経路による空中散布が安全かつ適正に実施できない周辺環境の変化があった場合には、飛行経路の再設定や遠隔操作への切替え等の安全対策を速やかに講ずること。
- ⑧ 万が一、事故等が発生した場合には、「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（平成 27 年 12 月 3 日付け 27 消安第 4545 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき適切に対応すること。

カ、ミツバチへの危害防止対策の徹底

農薬は、その使用によってはミツバチに影響を及ぼすことがある。平成 25 年度から平成 27 年度までの被害事例調査では、

- ・被害の発生は水稻のカメムシ防除時期に多く、巣箱の周辺で採取された死虫から検出された殺虫剤の多くはカメムシ防除に使用可能なものであったこと及び周辺に水稻が栽培されていない地域等でも被害事例の報告があったこと、
- ・被害を軽減させるためには、農薬使用者と養蜂家の間の情報共有、養蜂家の行う巣箱の設置場所の工夫、退避等の対策、農薬使用者の行う農薬の使用の工夫等の対策が有効であることが確認されたことを踏まえ、以下の取組の実施に努めること。

- ① 被害を軽減させるため、農薬使用者と養蜂家の間の情報共有の徹底を図る。
- ② 養蜂家は、ミツバチがカメムシ防除の殺虫剤に暴露する確率が高い場所（水田で囲まれた場所や周辺に水稻以外の花粉源が少ない場所等）に巣箱を設置することは控える。また、水稻のカメムシ防除の時期（開花期直前～開花期後 2 週間程度）には、巣箱を水田の周辺から退避させる。
- ③ 水稻農家は、使用する農薬のラベルに、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を順守し、農作散布はミツバチの活動が最も盛んな時間帯（午前 8 時～12 時まで）を避け、可能な限り、早朝または夕刻に行う。また、ミツバチが暴露しにくい形態（粒剤等）の殺虫剤を使用する。

（5）農薬の保管管理及び適正処理に関する指導

農薬の誤飲・誤食による中毒事故の発生その他農薬による危害や悪用を防止するため、農薬使用者に対し、関係法令に基づく対策の徹底を図るよう指導する。その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

- ア、農薬やその希釈液、残渣等はペットボトル、ガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移し替えたりせず、施錠のされた場所に保管する等、保管管理を徹底し、農薬の誤飲を防止するための適切な対応策を講ずること。

イ、使用しなくなった農薬については、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者へ依頼する等により適正に処理すること。

(6) 農薬使用者の健康管理

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、特に病虫害の共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に必要な応じて健康診断を受診するよう指導する。

3 農薬の適正販売についての指導等

(1) 農薬販売者に対する指導

農薬の適正販売が確保されるよう、要領第5の1(1)イに示した講習会等を通じて、関係法令などの周知を図るとともに、農薬販売者を対象として、関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の販売の取締り及び適正な農薬の販売に関する指導を行う。特に毒物及び劇物取締法上の毒物又は劇物(以下「毒劇物」という。)たる農薬の販売業者に対しては、別記5「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」を周知徹底する。

(2) 農薬販売者の届出等に関する指導

農薬の販売に当たっては知事への届出及び毒劇物たる農薬の販売に当たっては知事への登録がそれぞれ義務付けられているので、当該届出等を行うことなく、インターネットによる通信販売やオークション等を利用した販売を行わないよう指導を徹底する。



(健Ⅱ61)

平成30年6月14日

都道府県医師会、郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

予防接種・感染症危機管理対策委員会
「安全安心な予防接種推進のための全国医師会調査2018」実施報告書について

標記の調査については、平成30年2月23日付(地Ⅲ230)をもって郡市区
医師会宛にご協力をお願いを申し上げました。

今般、同調査結果がとりまとめられ、同委員会足立光平委員長（兵庫県医師
会副会長）より、本会横倉会長に報告がなされました。

つきましては、同報告書をお送りいたしますので、ご高覧のほどよろしくお
願い申し上げます。

同調査にご協力いただきました郡市区医師会の先生方におかれましては、あ
らためまして感謝申し上げます。

「安全安心な予防接種推進のための
全国医師会調査 2018」
実施報告書

平成 30 年 6 月

日本医師会
予防接種・感染症危機管理対策委員会

平成 30 年 6 月

日本医師会
会長 横倉 義武 殿

予防接種・感染症危機管理対策委員会
委員長 足立 光平

直近の麻しん輸入例感染と予防接種の再啓発など、この領域の特徴として、突発的な事例発生への迅速・的確な対応と、平時からの体制整備が改めて問われている。

平成 26-27 年度期より予防接種対応も明記してあらためて設置された本委員会は、厚生労働省・内閣官房からのオブザーバー参加も得ながら、次々と起こる感染症事例や対応する予防接種のあり方に関して、現場の声を反映した有意義な検討を重ねてきた。

その主な論点から、以下の諸点について関係諸方面への「10の提言」をまとめ、平成 28 年 6 月に横倉会長宛提起させていただいた。

感染症危機管理対策について

1. 迅速で正確な情報収集・提供
2. 積極的な社会的啓発
3. 体制整備・訓練
4. 研究・開発
5. 関係機関・団体との連携

予防接種の安全・安心な実施拡充について

1. 品質管理・安定供給
2. 安全な接種体制の整備
3. 費用負担の透明化・軽減
4. 安心して受けやすい体制
5. 副反応等への正しい理解

平成 28-29 年度今期委員会も、この提言を踏まえ、平成 28 年 11 月 17 日第 1 回より、平成 30 年 3 月 1 日第 6 回まで、その都度直近の感染症動向とワクチン供給、その安全接種のあり方等を中心に検討を重ねてきた。

その結果、更に具体的施策に反映するためにも、予防接種を巡る全国調査を実施すべきと確認し、特に今期インフルエンザワクチンの供給不足問題や接種「間違い」の防止を中心に設問を限定し、「安全安心な予防接種推進のための全国医師会調査 2018」として、現場の郡市区医師会担当役員を対象としたアンケート調査を実施した。

平成 30 年 2 月 23 日から 3 月 15 日の限られた期間ながら、回答率 63.8%の積極的なご対応をいただき、設問 6 の自由意見においても、現場の切実な声を多数いただいた。

上記ワクチンの供給不足は全国的にみられるものの、それらに対する調整の仕組みが無い地域が 8 割を超えていた。定期接種の現物給付地区は 2 割以下と少なく、定期供給にも課題がある。安全接種については、接種機関指定に研修を要件とする地区は 12.5%と少なく、ワクチン管理について特に指導していない地区が 6 割以上との結果だった。

本調査ご協力の地区に深く感謝し、詳細別添とともに向後の検討に委ねます。

平成 28—29 年度 予防接種・感染症危機管理対策委員会

委員長 足立 光平 兵庫県医師会副会長

副委員長 桑原 正雄 広島県医師会副会長

委員 伊藤 彰 大分県医師会常任理事

〃 大石 和徳 国立感染症研究所感染症疫学センター長

〃 岡部 信彦 川崎市健康安全研究所長

〃 角田 徹 東京都医師会副会長

〃 小瀬川 玄 岩手県医師会常任理事

〃 峰松 俊夫 宮崎県医師会理事

〃 宮川 松剛 大阪府医師会理事

〃 宮澤 敏彦 山梨県医師会理事

〃 村上 美也子 富山県医師会副会長

安全安心な予防接種推進のための全国医師会調査 2018 調査結果

調査対象 郡市区医師会担当役員

調査期間 平成30年2月23日～平成30年3月15日

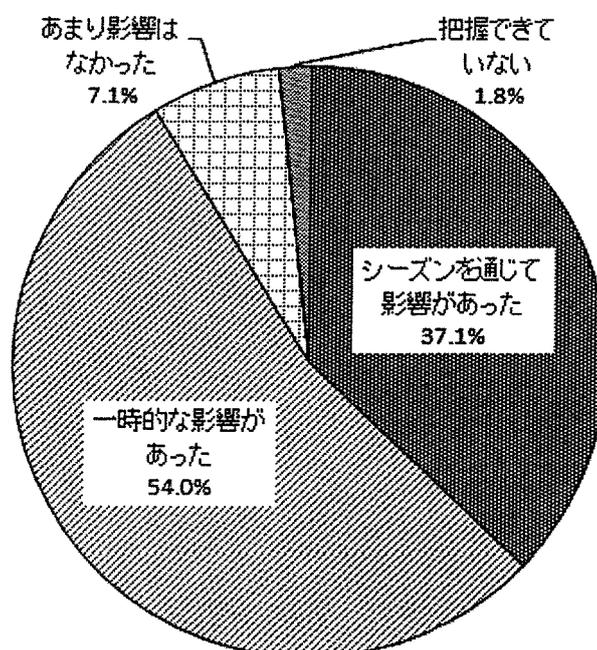
回答状況

調査票発送数	814
回答数	519
回答率	63.8%

問1. 今期のインフルエンザワクチン供給不足の影響

n=509

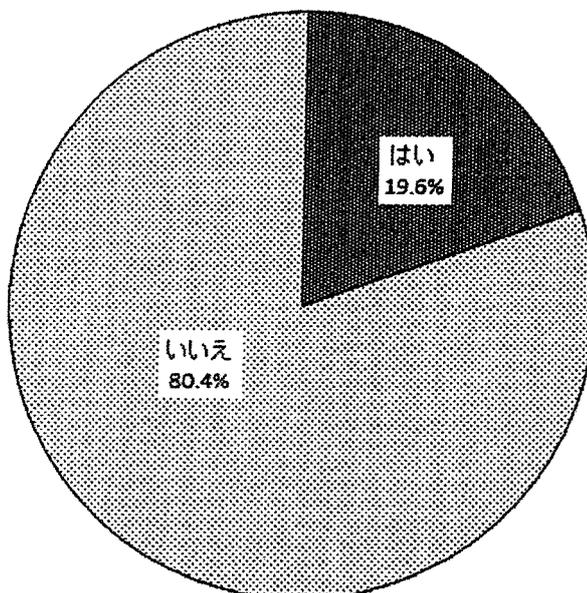
シーズンを通じて影響があった	189	37.1%
一時的な影響があった	275	54.0%
あまり影響はなかった	36	7.1%
把握できていない	9	1.8%



問2. 定期予防接種ワクチンの地区行政からの現物給付があるか(1種類でも該当する場合は「はい」)

n=510

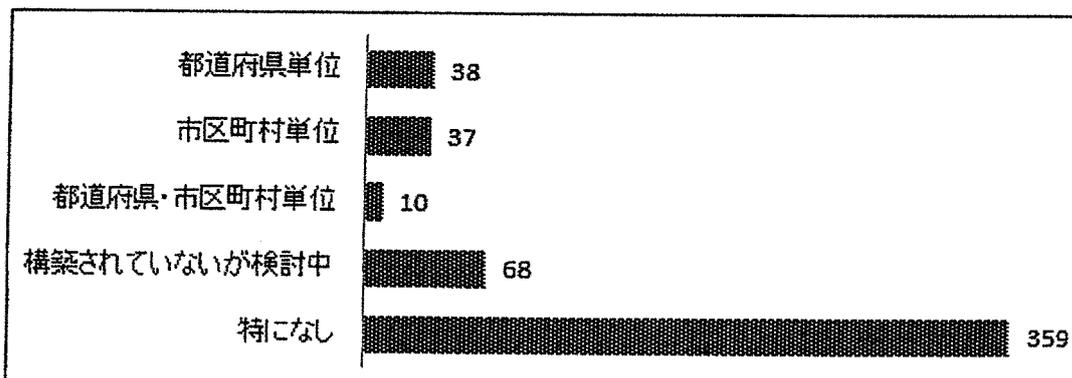
はい	100	19.6%
いいえ	410	80.4%



問3. ワクチンの供給不足や偏在に関する情報収集や調整についての仕組み

n=512

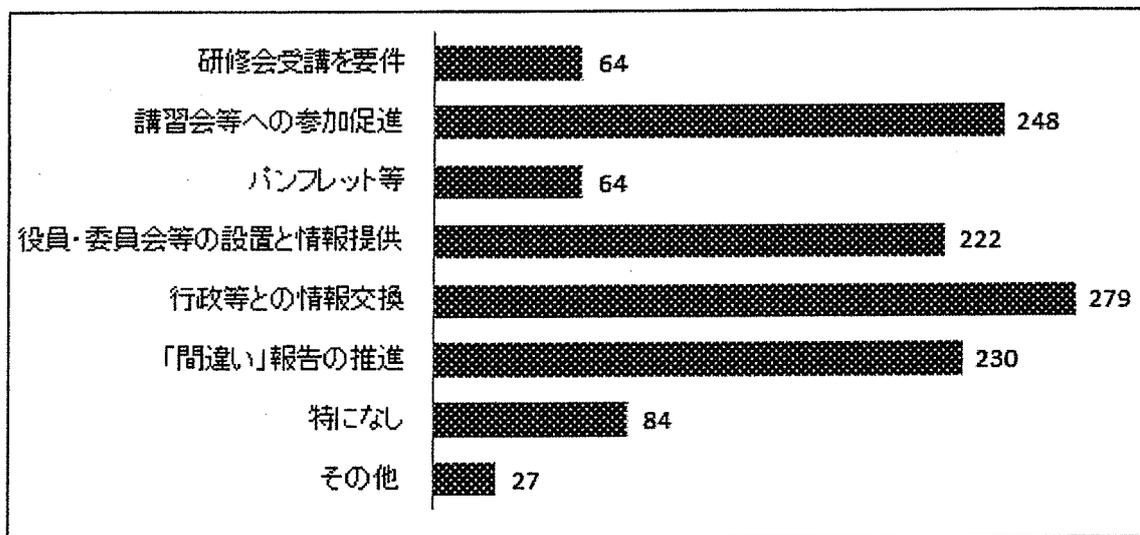
都道府県単位で医師会・行政等が関与した仕組みがある	38	7.4%
市区町村単位で医師会・行政等が関与した仕組みがある	37	7.2%
都道府県単位と市区町村単位両方で医師会・行政等が関与した仕組みがある	10	2.0%
現在は構築されていないが、検討中	68	13.3%
特になし	359	70.1%



問4. 地域における安全な接種実施の取り組み(複数可)

n=511

予防接種実施機関としての登録・更新に際して、研修会への受講を要件としている	64	12.5%
関連講習会等への自主的な参加を促している	248	48.5%
安全実施に資する独自のパンフレット等を発行・周知をはかっている	64	12.5%
担当役員・委員会等の設置で、関連通知・情報の整理・周知をはかっている	222	43.4%
行政の関係部門・予防接種相談センター等と適時情報交換している	279	54.6%
予防接種実施機関に対して、「間違い」報告の推進とその情報還元・指導を行っている	230	45.0%
特になし	84	16.4%
その他(具体的に)	27	5.3%



その他(具体的に)

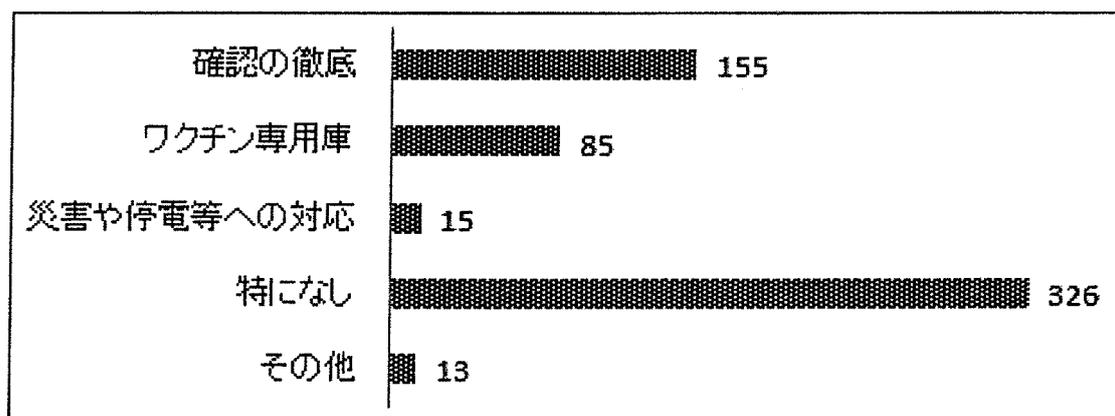
- ・当区で接種実施に研修会への受講を要件としているのは現時点で BCG のみ。
- ・予防接種の種類によっては研修会の受講を要件としている。
- ・予防接種リサーチセンターの小冊子を当医師会で購入し会員に配布している。
- ・一部予防接種の同時接種と単独接種をしている。
- ・予防接種マニュアルの作成、配布。
- ・チェックした項目に関しては、行政主導ではあるが連携して行っています。
- ・行政と一緒に、予防接種説明会の際に予防接種過誤防止やワクチンの管理などについて研修会を行っている。
- ・受託事業説明会(予防接種・全ての健診等)への参加義務と、義務化ではないがワクチン安全講習会の開催。

- ・予防接種のマニュアルを作成し、定期的に確認、徹底しております。
- ・新規受託や大幅な受託変更の医療機関については、担当理事・市町関係者との予防接種に関する説明会を設定している。
- ・以前、研修会等を開催していた。
- ・予防接種実施医療機関に研修を義務づけている(点数制)。
- ・「間違い」に対する注意喚起をしている。
- ・年一回程度、会員向けのワクチン講習会を開催している。
- ・ワクチンバッチを作製、各医療機関に配付し、予防接種時の過誤防止対策として利用してもらっている。
- ・市医師会でワクチン関連の講演会を企画。
- ・予防接種ガイドラインを毎年配布。
- ・県作成のパンフレットを配布している。
- ・予防接種に関する市民フォーラムを実施した。
- ・予防接種マニュアル本の配布。
- ・行政と連携して年に1回ワクチン周知会を開いている。
- ・医師会・市保健センター・保健所がワーキンググループを立ち上げ予防接種マニュアル作成中。
- ・過誤接種については行政(健康推進課)が対応及び指導に当たっている。
- ・従業員向けの予防接種講習会を定期的に行っている。
- ・間違い事例を繰り返す医療機関には、訪問指導を保健所の担当と一緒にいく。
- ・委託事業(健診・予接等)説明会で、ワクチンごとの特徴、期限等の情報提供を通して注意喚起している。
- ・予防接種に限らず、医師会として医療安全研修会を年に1回実施している。

問5. ワクチンの管理の指導(複数可)

n=508

ワクチン納入・受付時点から、種別や管理条件・使用期限の確認の徹底	155	30.5%
ワクチン専用庫での保管、温度管理等の徹底	85	16.7%
災害や停電等での突発的な保管事故への対応	15	3.0%
特になし	326	64.2%
その他(具体的に)	13	2.6%



その他(具体的に)

- ・県医師会が指導。
- ・予防接種マニュアルに記載。
- ・予防接種従事者講習会を年1回、予防接種講演会を年1回開催し注意を促している。
- ・適切な接種が行なわれるよう、情報提供を会員に向けて、こまめに行うようにしている。
- ・毎年の予防接種研修会にて啓発している。
- ・上記の点は講習会における内容に適時含まれています。
- ・「間違い」に対する注意喚起をしている。
- ・研修会で説明している。
- ・年に2回「予防接種勉強会」という研修会を開催しており、その際に誤接種の事例報告を踏まえ、注意喚起を行っている。
- ・(使用期限確認徹底について)各ワクチンの最終有効年月日を確認して医師会へ報告(毎月実施)。
- ・指導ではありませんが、有効期限の残りが3か月以上のワクチンを使う etc.(3か月未満のワクチンは受け取らない etc.)。
- ・接種ワクチンの間違い事例事故の共有。
- ・BCG等、コッホ現象の判断、特殊な手技等必要な予防接種については、研修会への参加を必須としている。

問6. 自由意見・提言まとめ

① ワクチンの偏在と不足（災害などの不測の事態をも踏まえた）への対応。

不安を煽るマスコミ報道姿勢も問われる。

→国のワクチン安定供給体制（生産、流通、納入まで）の構築や予算確保。国や自治体による現物支給。国による迅速、正確な情報提供。

② 予防接種への不信感の克服

→過去の問題への的確な対応と改善努力も踏まえた、その必要性の国民へのさらなる啓発。

③ 「間違い」（ヒューマンエラー）は一定の確率で起こる前提の上での対応

→接種機関に対する研修会等の開催や「間違い」事例の情報提供。スケジュールや接種歴、ワクチン管理のICT化。一元的に管理できるシステムの開発。

④ 接種年齢、接種間隔等の間違いが多いが、医学的には不要で複雑な接種間隔等問題。

→海外のような簡素化された「接種スケジュール」の国による提示。柔軟な方式へ。

⑤ 製剤の表示方法等安全配慮

→（検定合格年月日より）有効年月日を目立たせるなどの改善とワクチン間での表示統一。

⑥ 同時接種時の予診票の複数記入の煩雑さと記入漏れ

→予診票の統一と複数ワクチンが記載できる全国的な様式必要。

⑦ 予防接種を行う前の確認不足（間隔、用量、対象年齢、母子手帳の確認、ワクチン有効期限等）の克服

→接種者および被接種者向け接種手順（マニュアル）の作成。母子手帳提示の徹底。成人向けの接種歴手帳。

⑧ 接種側の知識不足や不慣れな診療科への対応

→ワクチンの知識、副反応に関する研修会やeラーニングの推進。接種医となるために受講を要件化。間違いを起こした際の厳重な指導。

⑨ 接種機関内での対応の徹底

→ヒヤリ・ハットなどの検討や院内でのダブルチェックの徹底。

⑩ ワクチンの専用庫導入は個々の接種機関では対応が困難

→国からの財政的な補助必要。

⑪ その他

→混合ワクチンの開発。広域化へのルールづくり（統一予診票、接種料金の問題）等。



滋 草 保 第 4 3 6 号
平成 30 年（2018 年）6 月 1 日

一般社団法人 草津栗東医師会
会長 中嶋 康彦 様

滋 賀 県 草 津 保 健 所 長



平成 31 年度地域医療介護総合確保基金（医療分）にかかる事業提案
について（依頼）

平素は、本県の保健医療行政について格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2025 年に向けて、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療従事者の確保等、課題に対応していくため、平成 26 年度に「地域医療介護総合確保基金」が県に設置され、毎年度、国から示される配分額の範囲内で計画に基づき事業を実施しているところです。

つきましては、平成 31 年度の県計画に位置づける事業の検討にあたり、新たな基金事業の提案を、別添のとおり募集いたします。

提案にあたっては、資料の募集対象事業および事業提案にあたってのお願いをご理解の上、平成 30 年 7 月 27 日（金）までに、草津保健所まで電子メールにより提出いただきますようお願いいたします（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設または設備の整備に関する事業のうち、新規の大規模施設整備事業については、6 月 22 日（金）が締切となりますので、ご注意ください）。

また、ご提案いただきました事業については、今年度、湖南圏域地域医療構想調整会議と一体化して開催する「湖南圏域 2025 年医療福祉推進協議会」において、地域医療構想との関連を含む事業内容説明をお願いしたいと考えておりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

[問い合わせ先]
滋賀県草津保健所
医療福祉連携係 担当：筈井・松浦

〒525-8525 草津市草津 3 丁目 14-75
TEL : 077-562-3614 FAX : 077-562-3533
E-mail : ea30500@pref.shiga.lg.jp

(別紙)

平成31年度地域医療介護総合確保基金（医療分）

にかかる新たな事業提案について

1. 地域医療介護総合確保基金の概要

団塊の世代すべてが後期高齢者となる平成37年（2025年）に向けて、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・養成など、医療・介護サービス提供体制の充実が重要課題となっています。

このため、医療法等の改正による制度面での対応と併せて、消費税増収分を財源とした「地域医療介護総合確保基金」が平成26年度に創設され、各都道府県に設置されています。（財源：国2/3、県1/3）

各都道府県は、毎年度国から示される基金配分額（内示額）の範囲内で計画（以下「県計画」という。）を作成し、当該計画に基づき事業を実施します。

2. 事業提案募集の趣旨

- 本県では、基金を創設した平成26年度に各医療機関・団体等から事業提案を募集し、それらも参考に県計画を作成の上、事業実施してきました。
- また、平成28年3月には「滋賀県地域医療構想」を策定し、医療需要の将来推計や構想区域（二次保健医療圏）ごとの課題・施策等についてとりまとめたところです。
- こうした経過を踏まえ、昨年度に引き続き、平成31年度の県計画に位置付ける事業の検討にあたり、地域課題の解決に向けた新たな事業提案を募集するものです。

3. 募集対象事業

○地域医療介護総合確保基金（医療分）は、以下の①～③に該当する事業が対象となります。

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設または設備の整備に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 医療従事者の確保に関する事業

※原則として、国が示す事業例（別添「地域医療介護総合確保基金（医療分）の事業例」）に記載された事業またはこれらに準ずる事業が対象となります。

※診療報酬、介護報酬および他の補助金等で措置されているもの（介護保険事業による在宅医療・介護連携推進事業等を含む）は当該基金の対象外となります。

4. 事業提案にあたってのお願い

- 国の基金配分は、上記対象事業のうち区分①に重点配分する方針が示されています。したがって、今回の募集にあたりまして、主に区分①にかかる事業について積極的な提案をお願いします。
- 平成30年度から、区分①に関する事業の取扱いが変更され、地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用等も対象となりましたので、検討をお願いします。
- また、県の基金予算の枠を拡大するための当然増協議（7月）に必要となるため、

区分①に関する新規の大規模施設整備事業（上記の構想達成に向けた医療機関の事業縮小を含む。）を検討している場合は、6月22日までに調査票の提出をお願いします。

- 区分①に関する事業のうち、「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」は、構想実現に向けた重点事業として促進していきたいと考えていますので、早期の取組について検討をお願いします。
- 区分②、③については、既にこれまでの県計画に基づき県全域を対象とした事業を実施しています。今回募集する事業は、これら既存事業の実施だけでは解決できない地域課題があり、その課題を解決するために必要な新規事業について提案をお願いします。（既に県の事業として行っている事業については、事業ごとに募集を行いますので、提案しないようにしてください。）
- 個別の病院に必要な事業ではなく、圏域単位で課題となっていることへの解決に向けた事業を提案していただき、地域医療構想との関係性を示してください。

5. 募集期間

- (1) 区分①に関する新規の大規模施設整備事業
【各保健所への締切】平成30年6月22日（金）まで
- (2) (1) 以外の事業
【各保健所への締切】平成30年7月27日（金）まで

6. 提出方法

「平成31年度地域医療介護総合確保基金（医療分）事業提案調査票」に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。

提出先は、各圏域の保健所（地域医療構想調整会議事務局）までお願いします。

※ただし、大津圏域は、滋賀県健康医療福祉部医療政策課までお願いします。

7. 提案事業の取扱い

- 提案いただいた事業については、適宜事業内容等の確認をさせていただくことがあります。また、地域医療構想調整会議等にて提案者から地域医療構想との関連も含め事業内容を説明していただき、議論を行っていただいたうえで、基金事業として実施するのかを検討いたします。
- 今回の募集は、平成31年度基金事業として国へ申請するための参考とするものであり、提案いただいた事業がそのまま県計画に記載され、実施事業となるものではありませんので御了承ください。

8. その他

- 調査票等については、県ホームページに掲載しています。また、これまでの県計画についても掲載していますので参考にしてください。

※ホームページ URL

<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/kenko-t/kikaku/aratanazaiseishien260602.html>

〔県庁担当課〕

滋賀県健康医療福祉部医療政策課企画係（担当：澤井）

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3610 FAX：077-528-4859

E-mail：ef00@pref.shiga.lg.jp

医政地発 0207 第 4 号
平成 30 年 2 月 7 日

各都道府県衛生主幹(部)局長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて

標記につきましては、「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例及び標準単価の設定について」(平成 29 年 1 月 27 日医政地発 0127 第 1 号)をもって通知したところですが、今般、基金の有効かつ効率的な活用を図るため、事業区分 I の事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知いたします。

つきましては、平成 30 年度以降の都道府県計画の策定に当たりまして、別添内容を踏まえて事業を計上していただくようお願いいたします。

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

事業区分Ⅰについては、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」を対象としていますが、標準事業例「5. 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」において、以下に掲げる事業についても、当該整備に関連するものとして対象として差し支えないこととします。

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用

(1) 建物の改修整備費

病床削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な改修費用

（注）各都道府県の地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。

【標準単価】

1㎡当たり単価：（鉄筋コンクリート）200,900円、（ブロック）175,100円

(2) 建物や医療機器の処分に係る損失

病床削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）

（注1）各都道府県の地域医療構想公示日までに取得（契約）した建物及び医療機器に限り対象とする。

（注2）医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）のみを対象とする（「有姿除却」は対象としない）。

（注3）建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）を対象とするが、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）についても対象とする。この場合、翌年度以降、解体する際に発生する損失（固定資産廃棄損）についても、対象とする。

（注4）「固定資産売却損」については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。

※ 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。

医政地発0127第1号

平成29年 1月 27日

各都道府県衛生主管(部)局長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長

(公 印 省 略)

地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例
及び標準単価の設定について

地域医療介護総合確保基金（医療分）につきましては、医療及び介護の総合的な確保のための事業であって、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に規定する都道府県計画（以下、「都道府県計画」という。）で定める「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」、「居宅等における医療の提供に関する事業」及び「医療従事者の確保に関する事業」のいずれかに該当する事業として都道府県計画に掲載された事業（以下、「基金事業」という。）を対象としているところですが、予算の効率的な活用を図るため、今般、基金事業における標準事業例及び標準単価を別紙1及び別紙2のとおり設定したので通知します。

つきましては、平成29年度以降の都道府県計画の策定に当たっては、原則として、標準事業例及び標準単価により、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、事業を計上して頂くようお願いいたします。

なお、別紙1及び別紙2に該当しない事業又は単価がある場合には、あらかじめ当課と協議の上、基金事業として都道府県計画に掲載していただくよう併せてお願いいたします。

【対象となる勘定科目】

- ・固定資産除却損
- ・固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）
- ・固定資産売却損（売却収入を含む）

（3） 人件費

早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

（注）地域医療構想の達成に向けた機能転換や病床削減に伴い退職する職員に限り対象とする。

【標準単価】

退職金の割増相当額：上乘せ分負担の補助（上限は6,000千円）

2. 地域医療構想調整会議が主催した地域医療構想セミナーの開催費用

医療機関や金融機関等の関係者に地域医療構想を理解してもらうためのセミナー、会議等の開催に必要となる経費

※ 医療機関が将来を見据えた投資を行う場合や、金融機関が医療機関に融資を行う場合には、関係する医療機関と金融機関とが、地域医療構想の考え方や議論の状況等に共通の認識を持ち、地域医療構想に沿った事業計画に基づき適切な投資・融資が行われる必要がある。

【対象経費】

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、会場借料、委託料等

(写)

滋 薬 感 対 第 8 1 7号
平成 30 年(2018 年)4 月 1 日

各医療機関の長 様

滋賀県健康医療福祉部長
(公 印 省 略)

医療機関における緊急肝炎ウイルス検査の実施について

平素は、本県の肝炎ウイルス検査事業につきまして、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 19 年度から実施しております緊急肝炎検査について、平成 30 年度からは「滋賀県肝炎ウイルス検査」と名称を変更して、別添の滋賀県肝炎ウイルス検査実施要領により実施します。

なお、当該委託検査については、平成 29 年度までは契約者双方から特段の申入れがない場合、契約は自動更新としておりましたが、この契約は平成 30 年 3 月 31 日をもって終了とし、平成 30 年度からの契約については、契約書の作成を省略し、承諾書をもって協力の意思確認をすることとします。

つきましては、平成 30 年度に当事業に御協力いただける場合、別添承諾書を平成 30 年 6 月 29 日(金)までに当課感染症対策係まで送付をお願いします。

次年度以降の実施については、承諾書に記載のとおり、双方からの申出がない限り次年度も更新とさせていただきます。

滋賀県健康医療福祉部

薬務感染症対策課

感染症対策係 秋山

TEL : 077-528-3632

FAX : 077-528-4863

E-mail : eh0003@pref.shiga.lg.jp

滋賀県肝炎ウイルス検査事業協力承諾書

平成 年 月 日

滋 賀 県 知 事
様
大 津 市 長

当院は、下記のとおり滋賀県肝炎ウイルス検査事業への協力について承諾します。

住所（法人は事務所所在地）

氏名（法人は名称および代表者氏名）

印

【医療機関の概要】

医療機関名 _____

所在地（〒 - ）

連絡先 TEL _____ FAX _____

受付窓口（部署名） _____

この検査は事前連絡（検査予約）が必要と考えていますので、必ず受付窓口、連絡先（TEL、FAX番号）をご記入ください。

記

- 1 「滋賀県肝炎ウイルス検査実施要領」に基づき当該事業を実施します。
- 2 検査希望者が受診できる医療機関が広く県民に周知されるよう医療機関名等（医療機関名、所在地、連絡先、受付窓口）が公表されることに同意します。
- 3 この承諾の有効期間の満了1ヶ月前までに当事者のいずれかからこの承諾に関し何等かの意思表示をしないときは承諾満了日の翌日から向こう1年間順次承諾を更新したものとみなすものとする。
- 4 承諾期間：協力承諾日から当該日を含む年度の3月31日まで

肝炎ウイルス検査申込（問診）票

受付日	平成 年 月 日		
検査項目	<input type="checkbox"/> B型肝炎+C型肝炎	<input type="checkbox"/> B型肝炎	<input type="checkbox"/> C型肝炎
氏名	男・女	年齢	歳
住所：（〒 - ）	市・郡	町	
（電話番号） 自宅： - -	携帯： - -		
<p>〈検査理由：感染リスク要因〉</p> <p><input type="checkbox"/> 1992年（平成4年）以前に輸血を受けた（輸血を受けた時期 年 月）ことがある。 輸血を受けた理由 a 手術 b 出産 c その他（具体的に記入してください） （ 具体的事例：食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患、外傷などにより大量の出血をした 等</p> <p><input type="checkbox"/> 長期に血液透析を受けている。</p> <p><input type="checkbox"/> 血液凝固因子製剤や1994年（平成6年）以前にフィブリノゲン製剤（フィブリン糊としての使用を含む）の投与を受けたことがある。 具体的事例：過去、医療機関で「血が止まりにくい」と指摘を受けた 等</p> <p><input type="checkbox"/> 大きな手術を受けたことがある。</p> <p><input type="checkbox"/> 臓器移植を受けたことがある。</p> <p><input type="checkbox"/> 過去に肝機能異常を指摘されたことがある。 （GOT・GPT値が要指導判定である等具体的に記入してください）</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> その他</p>			
<p>※ 市町や健康保険組合及び全国健康保険協会所掌健康保険が行う健康診査で肝炎ウイルス検査の受診機会がある場合には、それぞれの事業を優先してください。</p>			
<p>【受検者署名欄】</p> <p>上記のとおり、感染した可能性が高いことから肝炎ウイルス検査を希望します。 この検査は肝炎ウイルスの感染の早期発見、早期治療を目的としていることを理解しています。 本検査申込（問診）票が滋賀県に報告されることに同意します。 自 署：</p>			
<p>〈担当医署名欄〉</p> <p>上記の要因により、肝炎ウイルスに感染している可能性が高い者として、肝炎ウイルス検査を実施する。 <u>なお、これまでの肝炎ウイルス検査の受診については、職場における健康診査や老人保健事業における健康診査等で受診していないことを本人に確認した。</u></p>			
医療機関名：		担当医：	印
<p><結 果></p> <p>H B s 抗原検査：陰性・陽性・実施せず H C V 抗体検査：陰性・低力価・中力価・高力価 H C V 核酸増幅検査：陰性・陽性</p>			
医療機関名：		担当医：	印

滋賀県肝炎ウイルス検査実績報告書兼請求書

滋賀県知事

様

大津市長

所在地

医療機関名

代表者名

印

連絡先

平成 年 月分の肝炎ウイルス検査が完了しましたので、下記のとおり請求します。

記

1) 請求額

検査項目		一件あたりの料金 (消費税込)	件数	合計
B型肝炎ウイルス 検査のみ実施	・HBs抗原検査	5,500円		
C型肝炎ウイルス 検査のみ実施	・HCV抗体検査	6,340円		
	・HCV抗体検査	11,440円		
	・HCV核酸増幅検査			
B型・C型肝炎ウ イルス検査の両方 を実施	・HBs抗原検査	6,660円		
	・HCV抗体検査			
	・HBs抗原検査	11,760円		
	・HCV抗体検査 ・HCV核酸増幅検査			
請求金額				円

(振込先金融機関)

銀行			支店	口座名義人
預 金 種 目	普通預金 当座預金 貯蓄預金	口 座 番 号		フリガナ 氏名

滋賀県肝炎ウイルス検査実施要領

1 目的

医療機関において肝炎ウイルス検査を実施することにより、県民の受診機会を拡大するとともに、利便性を高め、これによりB型およびC型肝炎ウイルスの感染を早期に発見し、早期の治療の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

滋賀県および大津市（以下「知事等」という。）

3 検査対象者

滋賀県在住で次の理由により肝炎ウイルス検査を希望する者で、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない者。

ア 1992年（平成4年）以前に輸血を受けたことがある。

イ 長期に血液透析を受けている。

ウ 血液凝固因子製剤や1994年（平成6年）以前にフィブリノゲン製剤（フィブリン糊としての使用を含む）の投与を受けたことがある。

エ 大きな手術を受けたことがある。

オ 臓器移植を受けたことがある。

カ 過去に肝機能異常を指摘されたことがある。

4 検査実施機関の登録等

(1) 当該事業実施にかかる協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）は、滋賀県肝炎ウイルス検査事業協力承諾書（様式1）を知事等あて提出する。本承諾書の提出および受理をもって、協力医療機関として登録されるものとする。なお、本承諾書は、滋賀県が代表して協力医療機関からの提出を受け付けるものとする。

(2) 協力医療機関は、「滋賀県肝炎ウイルス検査実施要領」に基づき当該事業を実施する。

(3) 滋賀県は、協力医療機関を取りまとめ、滋賀県ホームページ、市町および保健所の窓口、医療機関等で県民に対して周知する。

(4) 本実施要領の全部または一部を改正するときは、協力医療機関から改めて承諾書の提出および受理をもって登録されるものとする。

5 協力医療機関の登録解除等

(1) 協力医療機関は、知事等に対し、自らの申し出によりいつでも解除することができる。ただし、解除の時期については、当該事業への支障を考慮し、協議により決定するものとする。

(2) 知事等は、次の各号のいずれかの事情が生じた場合は、登録を解除することができる。

① 協力医療機関がその責めに帰する理由なくこの要領の規定に違反したとき。

② 協力医療機関として登録後、当該事業に着手しないときまたは履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

③協力医療機関が、次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（協力医療機関開設者（法人にあってはその役員）以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自院もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 協力医療機関が、委託業務の一部を第三者に再委託する場合において、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 協力医療機関が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託業務の一部の再委託契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、知事等が協力医療機関に対して当該契約の解除を求め、協力医療機関がこれに従わなかったとき。

6 実施方法

- ① 市町や健康保険組合および全国健康保険協会管掌健康保険が行う健康診査で肝炎ウイルス検査の受診機会がある場合には、それぞれの事業に基づく健康診査を優先する。
- ② 協力医療機関で肝炎ウイルス検査を受けようとする者（以下「受検者」という。）は、直接協力医療機関へ事前連絡（検査予約）を行う。
- ③ 協力医療機関は肝炎ウイルス検査申込（問診）票（様式2）に基づき、問診・診察後、肝炎ウイルス検査を実施する。
- ④ 協力医療機関は検査結果について、電話などによる問い合わせ、郵送による回答は行わないものとし、本人であることを確認の上、別紙を参考として指導区分を付し、告知を行うものとする。

いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。

なお、結果が陽性となった場合、初回精密検査の費用助成（滋賀県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業）があることも伝えること。

7 検査項目および検査方法

協力医療機関で実施する検査項目は、C型肝炎ウイルス検査およびHBs抗原検査とし、次の方法により実施する。

- ① C型肝炎ウイルス検査

- ア HCV抗体検査は、HCV抗体価をウイルスの有無を判定するため高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできる測定系を用いること。
- イ HCV抗体検査により中力価および低力価と判定された検体については、HCV核酸増幅検査を行うこと。

② HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

8 検査結果の判定

(1) HCV抗体検査

- ア HCV抗体高力価検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定する。
- イ HCV抗体中力価および低力価検査結果が中力価および低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。
- ウ 陰性
各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定する。

(2) HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価および低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定し、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定する。

(3) HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性または陰性の別を判定する。
ただし、HBs抗原検査はB型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

9 検査費用

協力医療機関で実施するC型肝炎ウイルス検査およびHBs抗原検査の検査費用は次のとおりとする。

(1) C型肝炎ウイルス検査のみ実施

- ア HCV抗体検査実施にかかる費用は6,340円（うち消費税および地方消費税は469円）とする。
- イ HCV核酸増幅検査（HCV抗体検査を含む）にかかる費用は11,440円（うち消費税および地方消費税は847円）とする。

(2) HBs抗原検査のみ実施にかかる費用は5,500円（うち消費税および地方消費税は407円）とする。

(3) HBs抗原検査およびC型肝炎ウイルス検査の両方を実施

- ア HBs抗原検査およびHCV抗体検査実施にかかる費用は6,660円（うち消費税および地方消費税は493円）とする。
- イ HBs抗原検査およびHCV核酸増幅検査（HCV抗体検査を含む）にかかる費用は11,760円（うち消費税および地方消費税は871円）とする。

10 検査結果の報告および検査費用の請求

協力医療機関は毎月の肝炎ウイルス検査の実施状況および検査費用について、滋賀県肝炎ウイルス検査実績報告書兼請求書(様式3)に肝炎ウイルス検査申込(問診)票(様式1)の写しを添えて、翌月20日までに知事あて、報告・請求するものとする。ただし、大津市在住者に対する検査については大津市長あて、報告・請求するものとする。

なお、協力医療機関では本検査で要した費用については、受検者からは徴収しないこととする。

1.1 留意事項

協力医療機関は受検者のプライバシーおよび人権の保護に十分配慮するとともに、検査陽性者については、治療のための必要な指導に努めるものとする。

1.2 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

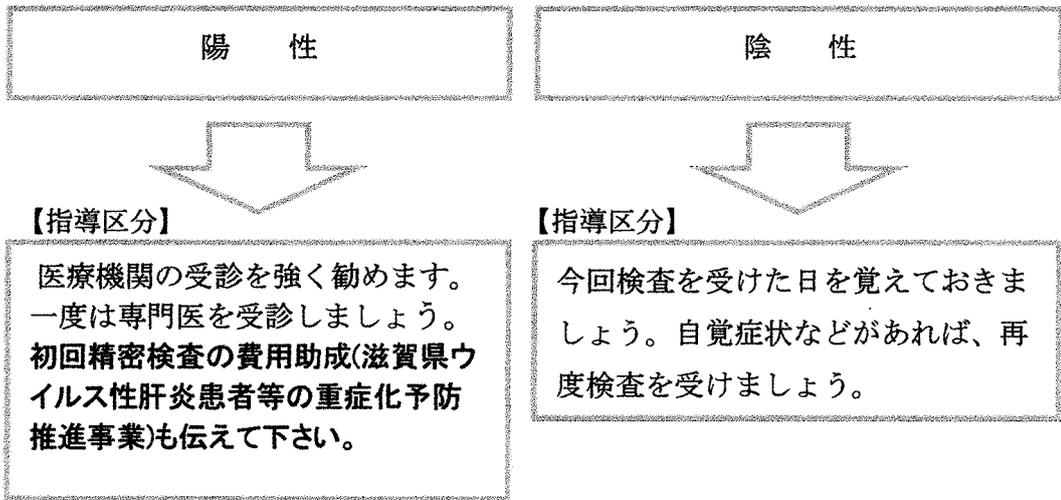
附 則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

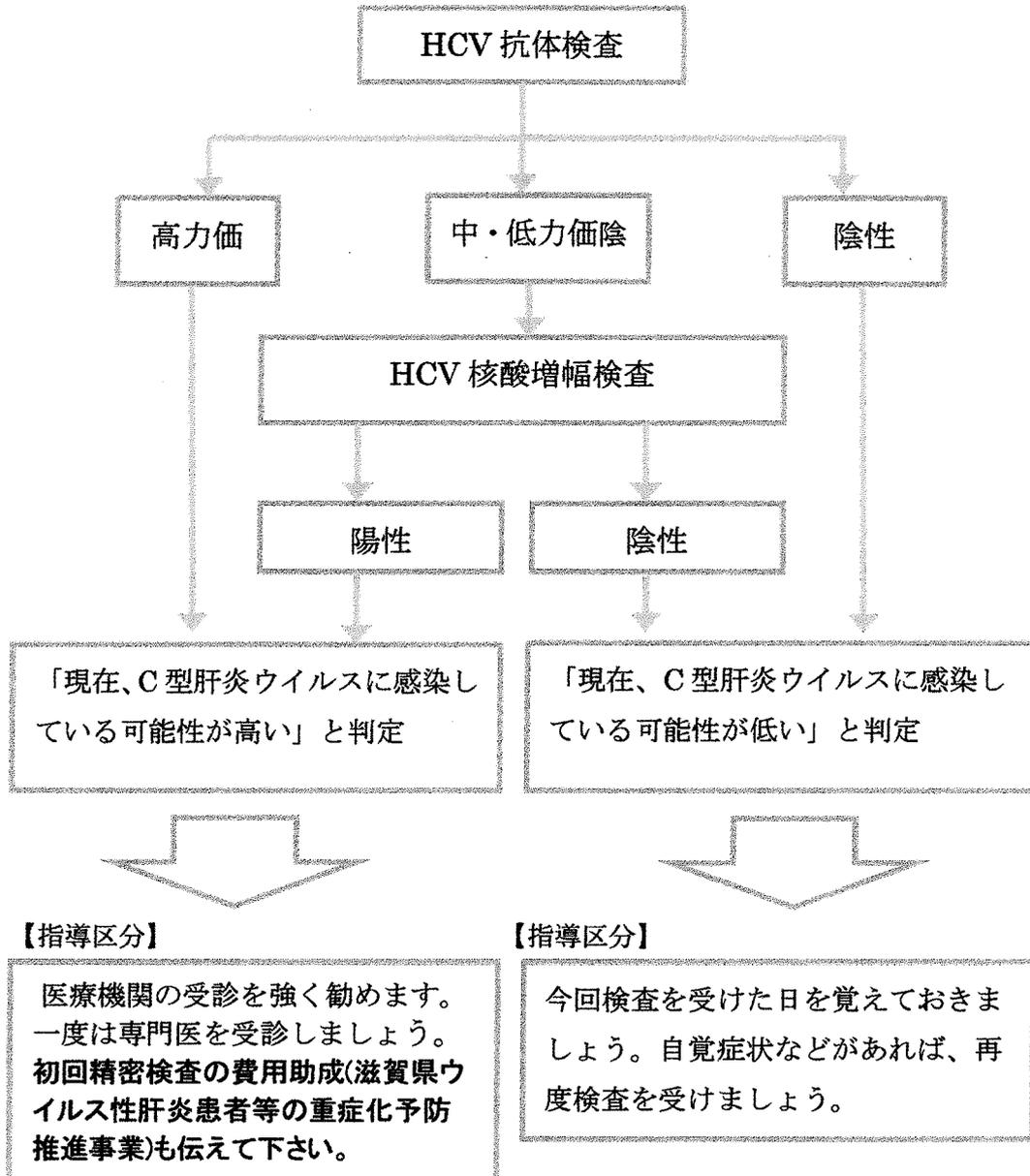
別紙

<参考>

判定結果 (HBs抗原検査)



判定結果 (C型肝炎ウイルス検査)



<注意事項>

HBs抗原検査が陰性となった場合にも、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

また、日常生活の場では、C型肝炎ウイルス（HCV）に感染することはほとんどないことがわかっています。したがって、毎年くり返してC型肝炎ウイルス検査を受けなくても、現在のところ、上図に示す手順を踏んだ検査を1回受ければよいとされています。

なお、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された場合でも、C型肝炎ウイルス（HCV）以外の原因による肝炎になる可能性があること、検査後新たにC型肝炎ウイルス（HCV）に感染する場合（きわめてまれとされています。）があること、検査による判定には限界があることなどもありますので、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

平成30年6月21日

関係団体の長 様

滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会
理事長 片岡 慶正 (公印省略)

新システム「びわ湖あさがおネット」の再稼働につきまして

深緑の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は医療情報連携ネットワークの活用にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

新システム「びわ湖あさがおネット」は、機能を全面的に停止して、改修と検証の作業を実施することとなり、皆様方には、長期にわたり大変ご迷惑をおかけいたしましたことに、心からお詫び申し上げます。

さて、皆様方に安心してご利用いただけるサービスを提供するため、お時間をいただき綿密な検証を実施してまいりましたが、この度、作業をほぼ終了し下記のとおり再稼働することといたしましたので、ご報告申し上げます。

つきましては、ご利用の準備を進めていただきますとともに、会員の皆様にご周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 再稼働時期

- ・平成30年6月25日(月)8時に、新システムの運用を開始いたします。(6月25日(月)から30日(土)まで、毎日21時から翌朝8時の間は、保守のためシステムが停止します。また、別紙のとおり再稼働時の制限事項がありますので、ご留意ください。)
- ・新システムの接続用プログラム(TLS1.2)のダウンロードは、すでに可能となっておりますので、利用のためのご準備をお願いいたします。

2 再稼働までの作業と旧システムの停止

- ・新システムの再稼働にともない、旧システムのデータを新システムへ移行するため、旧システム「びわ湖メディカルネット」は6月22日(金)20時よりシステムを停止します。
- ・また、「淡海あさがおネット」につきましても、6月23日(土)18時よりシステムが停止されます。

なお、新システム再稼働後は、旧システム「びわ湖メディカルネット」はご利用いただくことができません。また、「淡海あさがおネット」のご利用につきましては、滋賀県医師会様のご案内をご確認ください。重ね重ねご迷惑をおかけいたしましたことに、心からお詫び申し上げます。

滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会 事務局
〒524-8524
守山市守山五丁目4番30号 滋賀県立総合病院内
TEL 077-582-5215 FAX 077-582-5169
E-mail / smic@mdc.med.shiga-pref.jp

■ 再稼働時の制限事項について

6月25日時点で各システムにおいて以下のような制限事項が発生いたしますので、下記の暫定対応をお願いいたします。
ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1) ポータルシステム

機能	制限事項	暫定対応	システム 対応予定	
地域患者管理	遠隔病理診断システム連携	遠隔病理診断システムへびわ湖あさがおネットからアクセスできません。	遠隔病理診断システムのURLを直接指定してアクセスしてください。	7/1
メール	外部メール送信 (インターネットメール)	プロバイダーにより、迷惑メールとして受信拒否される場合があります。	通知メール用外部メールアドレスが迷惑メール扱いになり、メールが届かない場合は事務局にご連絡ください。迷惑メールの扱いにならないように設定をいたします。	7/31 (発生都度対応)
患者同意確認機能		来院した患者が包括同意取得済かどうか、取得済であれば、いつこの施設で取得したのかを確認する画面のリリースが遅れます。	包括同意を取得した施設や情報提供している施設が明らかな場合は、その施設でご確認ください。 不明な場合は、包括同意書を取得してください。(二重取得となっても差支えございません。)	7/1

2) 在宅療養支援情報システム

機能	制限事項	暫定対応	対応予定		
在宅患者 一覧	在宅患者一覧	フェイスシート印刷	ボタンが非表示となっています。	現在ご使用の請求システムの機能をご活用ください	7/17
	患者情報	保険情報	「現在、機能が実装されておりません」と表示されます。	現在ご使用の請求システムの機能をご活用ください	7/9
		ADL状況	「現在、機能が実装されておりません」と表示されます。	現在ご使用の請求システムの機能をご活用ください	7/9
	経過記録	介護記録	リストから訪問看護記録Ⅱのみ選択可能です。	訪問リハ向け書式は7月に順次リリースいたします。 職員間で共有が必要な場合は、書類をPDF等に変換し文書アップロードで共有が可能です。	7/17
	書類		リストから訪問看護のみ選択可能です。	訪問リハ向け書式は7月に順次リリースいたします。 職員間で共有が必要な場合は、書類をPDF等に変換し文書アップロードで共有が可能です。	7/17
文書管理		訪問看護計画書のみ選択可能です。	訪問リハ向け書式は7月に順次リリースいたします。 職員間で共有が必要な場合は、書類をPDF等に変換し文書アップロードで共有が可能です。	7/17	
職員予定管理		「現在、機能が実装されておりません」と表示されます。	当システム「基本利用パターン」機能をご活用ください。 7月上旬にドラックアンドドロップ等の簡単な操作で職員スケジュール調整ができる機能をリリースいたします。	7/9	

事 務 連 絡
平成 30 年(2018 年)6 月 25 日

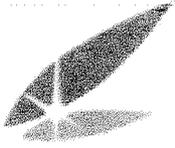
一般社団法人 滋賀県医師会 御中
一般社団法人 滋賀県病院協会 御中
各地域医師会 御中

滋賀県健康医療福祉部
薬務感染症対策課

平成 30 年大阪府北部を震源とする地震による災害に伴う予防接種の取扱について

平素は、本県の予防接種事業に御協力いただき、ありがとうございます。
このことについて、平成 30 年 6 月 21 日付けで厚生労働省健康局健康課から、別紙のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。
つきましては、貴会員あて情報提供について、よろしくお願ひします。

滋賀県健康医療福祉部
薬務感染症対策課
感染症対策係 舟山
TEL : 077-528-3632
FAX : 077-528-4863
E-mail : eh0003@pref.shiga.lg.jp



平成 30 年 6 月 18 日
内閣府（防災担当）

平成30年大阪府北部を震源とする地震にかかる 災害救助法の適用について【第1報】

1. 災害の概要

平成 30 年大阪府北部を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、大阪府は 12 市 1 町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【大阪府】 大阪市 （おおさかし） 豊中市 （とよなかし） 吹田市 （すいたし） 高槻市 （たかつきし） 守口市 （もりぐちし） 枚方市 （ひらかたし） 茨木市 （いばらきし） 寝屋川市 （ねやがわし） 箕面市 （みのおし） 摂津市 （せつつし） 四條畷市 （しじょうなわてし） 交野市 （かたのし） 三島郡島本町 （みしまぐんしまとちょう）	6 月 18 日	大阪府北部を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令 第 1 条第 1 項第 4 号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

鶴見、佐藤、篠原

TEL 03-5253-2111（内線51365）

03-3593-2849（直通）

災害救助法の概要

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。**

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。**
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

3. 救助の種類

- | | |
|-----------------------|------------|
| ○ 避難所の設置 | ○ 被災者の救出 |
| ○ 応急仮設住宅の供与 | ○ 住宅の応急修理 |
| ○ 炊き出しその他による食品の給与 | ○ 学用品の給与 |
| ○ 飲料水の供給 | ○ 埋葬 |
| ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 | ○ 死体の捜索・処理 |
| ○ 医療・助産 | ○ 障害物の除去 |

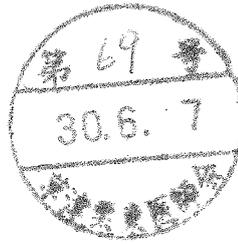
4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～第3号)
- **多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等(令第1条第1項第4号)**

5. 国庫負担

- 救助に要した費用のうち、5割以上を国庫が負担する仕組みとなっている。

平成 30 年 6 月 5 日



草津栗東医師会 御中

滋賀県立総合病院
地域医療連携室

会員様への緩和ケア研修会のご案内のお願い

お世話になります。

標記の件について、別紙のとおり会員様向けの文書を作成しましたので、
会議での配布およびご案内にご協力いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

〒524-8524 守山市守山五丁目 4 番 30 号

滋賀県立総合病院

地域医療連携室 大橋

TEL : 077-582-5031 (代) 内線 : 6831

FAX : 077-582-5073

メール : ohashi-junko@pref.shiga.lg.jp

緩和ケア研修会のご案内

滋賀県では、「滋賀県がん対策推進計画」の下に、「がん等診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得すること」を個別目標に掲げており、この目標達成のため滋賀県緩和ケア研修会を開催いたします。

今年度より集合研修は日曜日（一部土曜日）の1日開催となり、開業医の先生方にも参加いただきやすい日程となっております。また緩和ケア研修会への参加が要件となる診療報酬項目もあります。ぜひ受講ください。

このたび滋賀県立総合病院会場分をご案内しますのでよろしくお願い申し上げます。

<緩和ケア研修会の概要>

- ・「e-learning」と「集合研修」で構成され、双方の修了を持って修了となる
- ・研修内容はがん以外の疾患も想定されている ・受講対象：がん等の診療に携わる医療従事者
- ・修了証書：すべての受講者に厚生労働省健康局長印のある修了証書を発行 ・受講料：無料
- ・e-learningの配信について
 - ・アクセス方法：PEACE PROJECTのトップページにリンク設置 (<http://www.jspm-peace.jp/>)
 - ・医療スタッフは職種に関係なくアクセス可能（既修了者の継続学習としても活用可能）
 - ・必須10科目、選択5科目中2科目以上の履修必要
- ・集合研修について
 - ・平成30年度は下記のスケジュールで開催。
 - ・別添の平成30年度の滋賀県立総合病院分の募集は6/1～6/22までとなりますが、下記のとおり他病院でも開催されますし、今後も毎年継続実施されます。
 - ・募集期間等詳細については「滋賀県がん診療連携協議会ホームページ」をご確認ください。
【<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/kensou/gankyougikai/palliative.html>】
 - ・事前にe-learning修了が必要で、申込時にe-learning修了証のコピーを提出いただきます。

<平成30年度滋賀県緩和ケア研修会年間スケジュール>

	研修日程	会場（主催病院）	研修申込・お問い合わせ
第1回	平成30年6月10日（日）	大津赤十字病院	総合医療相談室 TEL 077-522-4131
第2回	平成30年7月22日（日）	滋賀県立総合病院	地域医療連携室 がん相談支援センター TEL 077-582-8141
第3回	平成30年9月2日（日）	彦根市立病院	がん相談支援センター TEL 0749-22-6050
第4回	平成30年10月28日（日）	市立大津市民病院	地域医療連携室 TEL 077-526-8340
第5回	平成30年11月11日（日）	市立長浜病院	がん対策推進室 TEL 0749-68-2300
第6回	平成30年11月23日（金）	済生会滋賀県病院	総務課 TEL 077-552-1221
第7回	平成31年2月10日（日）	草津総合病院	総務課 TEL 077-563-8866
第8回	平成31年3月2日（土）	滋賀医科大学医学部附属病院	医療サービス課 TEL 077-548-3625
第9回	平成31年3月3日（日）	公立甲賀病院	診療支援課 TEL 0748-62-0234

（注）都合により日程が変更されることがありますので、念のため各主催病院に確認ください。

※日医生涯教育制度指定講習会（5.5単位）に認定されております。

平成30年度「第2回滋賀県緩和ケア研修会（集合研修）」開催要領
（滋賀県立総合病院会場）

平成30年5月

- 1 目的 国のがん対策推進基本計画（平成29年10月1日改定）および滋賀県がん対策推進計画（平成30年3月改定）において、「がん等診療に携わるすべての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得すること」を目標に掲げています。
この目標達成のため、「滋賀県緩和ケア研修会（集合研修）」を実施します。
- 2 研修内容 別紙プログラムのとおり
- 3 開催日 平成30年7月22日（日）9：00～17：00
- 4 会場 滋賀県立総合病院 新館4階講堂
〒524-8524 守山市守山五丁目4-30
TEL：077-582-5031（代）FAX：077-582-5073
- 【注意】 ※平成30年度から滋賀県では新指針での開催となり、「e-learning」と「集合研修」の双方の修了をもって緩和ケア研修会修了となります。本研修会（集合研修）の受講申し込みまでに、各自で「e-learning」を修了しておくことが必須です。申し込み時にe-learning修了証書の写しが必要となります。
※「e-learning」はPEACE PROJECTのe-learningサイトより受講できます。
（<http://www.jspm-peace.jp/>）
※本研修（集合研修）は、同時に2か所以上の受講申し込みはできません。
- 5 募集人数 30名（滋賀県内の病院・診療所を含む）
※応募者が募集人数を超過した場合、受講者の決定は原則、『申込順』『医師優先』とします。ただし、受講者が一病院に偏った場合は調整することがあります。
- 6 募集要件 がん等の診療に携わる医師・歯科医師・医療従事者（経験1年以上）
- 7 受講申込 別紙「受講申込書」により、6月1日（金）から6月22日（金）までに、FAXでお申し込みください。（FAX：077-582-5073）
※必ず「受講申込書」と「e-learning修了証書」写しの双方をFAXしてください。
- 8 注意事項 ※受講決定者には、研修会開催日の概ね10日前までに受講決定通知書を送付します。
※研修会当日は、必ず受講決定通知書・「e-learning修了証書」の原本およびe-learning「受講者ID」と「パスワード」の控えを持参してください。受講決定通知を受けていない方は研修を受けていただくことができませんのでご留意願います。
※受講決定通知書が届かなかつた場合や受講が可能かどうかの確認が必要な場合は主催病院までお問い合わせください。
※集合研修当日に、スマートフォン（もしくはタブレット端末）を持参していただくと、集合研修修了直後にポストアンケートに回答でき、スムーズな修了手続きが可能となります。
※「滋賀県緩和ケア研修会」は、滋賀県がん診療連携協議会ホームページにも掲載していますので参照願います。
（<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/kensou/gankyougikai/palliative.html>）
- 9 受講料 無料（ただし昼食代および茶菓代として1,000円を研修当日に徴収します）
- 10 修了証書 厚生労働省健康局長名入りの修了証書を交付します。
- 11 生涯教育制度 本研修会は、日本医師会生涯教育制度の指定講習会（5.5単位）です。
- 12 お問い合わせ 滋賀県立総合病院 地域医療連携室 TEL：077-582-8141（直通）

送付先 滋賀県立総合病院 地域医療連携室 (Fax 077-582-5073) あて

申込日 平成 年 月 日

平成30年度 第2回滋賀県緩和ケア研修会(集合研修・滋賀県立総合病院会場)
受講申込書

開催日：平成30年7月22日(日)

募集期間：平成30年6月1日(金)～6月22日(金)

e-learning 受講者 ID	
e-learning 修了年月日	

【 注 意 】

e-learning が修了していないと申し込みができません
受講申込書とともに修了証書の写しを FAX して下さい

施設名	
診療科(所属)名	
職種	医師 ・ 医師以外 ()
医籍登録番号 薬剤師名簿登録番号 看護師籍登録番号	昭和・平成 年 月 日 第 号
役職	
(ふりがな) 氏名	※修了証書の氏名になりますので楷書で正確にご記入ください。 (ふりがな)
修了した場合 氏名及び所属・診療科を公開することの本人の同意	同意する ・ 同意しない
生年月日 (年齢)	昭和・平成 年 月 日 (歳)
臨床経験 (平成30年4月1日現在)	年
通常連絡先・研修会当日の連絡先 (電話番号)	通常 ・ 当日
決定通知書・修了証書等の送付先住所	〒
メールアドレス	※メールでの連絡となります。わかりやすくご記入ください。

- ※1 当該欄は、楷書で正確にもれなくご記入ください。
- ※2 申込書はお一人1枚です。
- ※3 メールアドレスは必ずご記入ください。メールアドレスをお持ちでない場合は、FAX番号をご記入ください。受講申込書を拝受しましたら必ず連絡をいたします。連絡がない場合は、当院へご連絡をお願いいたします。
- ※4 昼食代・茶菓代 (1,000 円) を研修当日、受付時にお支払い願います。

平成30年度 第2回滋賀県緩和ケア研修会 集合研修プログラム

(滋賀県立総合病院会場)

平成30年7月22日(日)

開催時間	終了時間	所要時間	内容	対応する開催指針の形式
8:30	9:00	30	受付	
9:00	9:15	15	開会・開催にあたって	講義
9:15	10:00	45	e-learning の復習・質問	講義
10:00	10:10	10	休憩	
10:10	12:00	110	コミュニケーション	ロールプレイ
12:00	12:50	50	昼食・休憩	
12:50	13:10	20	アイスブレイキング	
13:10	14:40	90	全人的苦痛に対する緩和ケア	グループ演習/ワークショップ
14:40	14:50	10	休憩	
14:50	16:20	90	療養場所の選択を地域連携	グループ演習/ワークショップ
16:20	16:30	10	休憩	
16:30	16:45	15	がん患者等への支援	講義
16:45	17:00	15	ふりかえりと修了式	

総集合研修時間：6時間40分



滋 小 セ 第 95 号
平成 30 年 (2018 年) 5 月 28 日

各関係機関の長 様

滋賀県立小児保健医療センター病院長
(公 印 省 略)

平成 30 年度滋賀県立小児保健医療センター遺伝カウンセリング研修
事業の実施について

平素は当センター事業に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記研修会について、別添「平成 30 年度滋賀県立小児保健医療センター遺伝
カウンセリング研修事業実施要領」に基づき開催しますので、関係職員の皆様への周知
と参加について御配慮願います。

なお、初回開催日は下記のとおりです。2 回目以降の日程は、確定次第お知らせいた
します。

記

- 1 開催日時 平成 30 年 6 月 24 日 (日) 9:30~11:30
(受付 9:00~)
- 2 開催場所 滋賀県立小児保健医療センター 1 階研修室

問い合わせ先

滋賀県立小児保健医療センター

保健指導部 山口

Tel 077-582-8429

Fax 077-582-6304

平成30年度滋賀県立小児保健医療センター遺伝カウンセリング研修事業実施要領

1 目的

遺伝カウンセリングに関わる保健医療従事者に対して、事例を通してカウンセリングの理解を深めるとともに、相談担当者の資質の向上を図ることを目的に実施する。

2 実施主体

滋賀県立小児保健医療センター

3 日 時

第1回：平成30年6月24日（日） 9：30～11：30
（年3回を予定）

4 場 所

滋賀県立小児保健医療センター 研修室

5 対象者

遺伝カウンセリングに関わる医師・保健師・助産師・看護師等

6 研修内容

- ① 遺伝カウンセリングにかかる事例検討
- ② 遺伝カウンセリングにかかる情報交換
- ③ その他

（外部講師）

- ・滋賀医科大学小児科学講座教授 丸尾良浩医師
- ・京都大学大学院医学研究科 医療倫理学・遺伝医療学分野
准教授 和田敬仁医師

7 参加申し込み

別添参加申込書により、平成30年6月22日（金）までに申し込むこととする。

問い合わせ

〒524-0022 守山市守山5丁目7番30号

滋賀県立小児保健医療センター 保健指導部 山口

TEL 077(582)8429

FAX 077(582)6304

平成30年度

遺伝カウンセリング研修会のご案内



家族の病気が遺伝するのだろうか？結婚相手の血縁に病気があって心配、生まれた子どもの病気が次の子どもに影響するのか？など、日頃からご相談を受けることはありませんか？

遺伝相談に関わる方、遺伝カウンセリングに関わる方を対象に、遺伝カウンセリングについて事例を通じて学ぶことにより、相談担当者の資質向上を図ることを目的とした本研修会を今年度も開催させていただきます。

事例を通じて、遺伝についての相談を受けた際の対応や遺伝形式などについて学びを深めます。

第1回目は、以下のとおりです。

(※第2回目以降は、随時ご案内いたします。年3回の予定です。)

対 象 : 遺伝についての相談を受けることのある保健、医療、福祉の関係者

場 所 : 滋賀県立小児保健医療センター 1階研修室
(守山市守山五丁目7-30)

日時・内容 :

平成30年6月24日(日) 9:30~11:30 (受付 9:00~)

今回検討の事例は・・・

- 習慣性流産 片親に均衡型転座の家系について(続報)
- 若年型ハンチントン病疑いの事例について

を予定しています。

* 事例については、都合により変更になる場合もございます。ご了承ください。

昨年度は、医療機関の医師、看護師、遺伝カウンセラー、助産師、保健師、胚培養士など多くの職種の方にご参加いただきました。

事例としては、「ダウン症の子どもがいるが次の子への影響は?」「子どもの病気が分かったが、自分にも同じ症状があった。自分にも影響があるのか?(乳がん、遺伝性糖尿病など)」等の事例検討を行いました。事前質問も受け付けていますので、ぜひご参加ください。



＜お問い合わせ＞

滋賀県立小児保健医療センター 保健指導部

TEL077-582-8429 FAX077-582-6304

FAX 送信票

申込み締切り 6月22日(金)

滋賀県立小児保健医療センター

保健指導部 山口 行

FAX 077-582-6304

平成30年度 第1回 遺伝カウンセリング研修会 6月24日(日)

参加申込書

氏名	職種	経験年数	備考
聞きたいこと、質問、相談したい事例等			

上記のとおり参加を申込みます。

平成30年 月 日

滋賀県立小児保健医療センター 病院長 様

所属 _____

所属住所 _____

電話番号 _____

申込み責任者 _____

講演会・研修会等のご案内

第6回理事会連絡事項

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
6月23日(土) 14:30～17:30	第1回スキルアップ研修会	ライズヴィル都賀山 守山市浮気町300-24	(1) 事業所における嘱託産業医の活動 廣田産業医事務所 廣田善彦先生 (2) 産業医業務に役立つ働く世代への運動習慣の啓発と高齢労働者への対応 琵琶湖中央病院 坂井田稔先生	滋賀県 医師会	産業保健担当	日医生涯教育制度3単位 日医認定産業医制度: 基礎後期3単位、生涯専 門3単位(申請予定)
6月24日(日) 9:30～12:30	第2回スキルアップ研修会	ライズヴィル都賀山 守山市浮気町300-24	(1) 事例に見るメンタルヘルスの実際 ～復職へのスムーズな流れ&対応困難なケースへの対応～ バイオメンタルクリニック 院長 石黒淳先生 (2) 特殊健診について 山田誠二産業保健センター 山田誠二先生	滋賀県 医師会	産業保健担当	日医生涯教育制度3単位 日医認定産業医制度:基 礎実地1.5単位・後期1.5 単位、生涯実地1.5単位・ 専門1.5単位(申請予定)
6月24日(日) 13:30～16:30	第1回リフレッシュ研修会	ライズヴィル都賀山 守山市浮気町300-24	(1) 産業医活動関連法改正と通達平成25～29年度(安全衛生情報センター) 一般財団法人近畿健康管理センター 木村隆先生 (2) 働き方改革のうち、産業医・産業保健機能強化の法改正について背景も含めて イオン株式会社グループ人事部 イオングループ 統括産業医 増田将史先生	滋賀県 医師会	産業保健担当	日医生涯教育制度3単位 日医認定産業医制度:基 礎後期3単位、生涯更新1 単位・専門2単位(申請予 定)
7月14日(土) 14:10～20:00	WATCH in Shiga 2018	ピアザ淡海 大会議室 大津市におの浜1丁目1-20	対象:臨床研修1年目研修医	滋賀県 医師会	臨床研修担当	
★ 7月14日(土) 15:00～18:40	滋賀県医師会スポーツ医研修 会(日本医師会認定健康スポ ーツ医制度 健康スポーツ医学再研修会) (第7回びわこスポーツ医学カン ファレンス)	(医)幸生会琵琶湖中央病 院 大津市御殿浜22-33	講演 ①陸上競技スポーツ障害の発生原因と予防 中部大学生命健康科学部スポーツ保健医療学科教授 横江 清司 先生 ②陸上競技選手におけるトレーナーのアプローチ (公財)日本陸上競技連盟医事委員会トレーナー部 岩本 広明 先生 ③陸上短距離競技指導のコツ 2001年世界陸上100m日本代表 近江兄弟社高校教諭 安井 章泰 先生 指定発言(予定者) ①リオ2016パラリンピック5位入賞 視覚障がい者マラソン 近藤 寛子選手 ②2017ITU世界パラトライアスロン選手権4位 パラトライアスロン 宇田 秀生選手 ③ロンドンオリンピック 棒高跳び 出場 我孫子 智美選手	滋賀県 医師会・ 滋賀県 スポーツ 医会共 催	スポーツ医担 当 会報6月号・FAXにて 案内	日医生涯教育制度3単位 日医認定健康スポーツ医 医制度再研修2単位
7月24日(火) 15:00～16:00	第1回小児救急医療地域医師 研修会	近江八幡地域医療支援セ ンター内 多目的室 近江八幡市出町381	テーマ:「子ども虐待」 講師:滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 西澤 嘉四郎 先生	滋賀県 医師会	近江八幡市蒲生郡医 師会	会報6月号掲載
7月27日(金) 14:00～15:00	第2回小児救急医療地域医師 研修会	彦根市保健・医療複合施 設3F 彦根市八坂町1900-4	テーマ:「子ども虐待」 講師:滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 石上 毅 先生	滋賀県 医師会	彦根医師会	会報6月号掲載
7月27日(金) 14:30～15:30	平成30年度死体検案研修会 (高島市)	高島市民病院 高島市勝野1667	テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 准教授 古川 智之 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医生涯教育制度 1単位、CC6
9月25日(火) 15:00～16:00	平成30年度死体検案研修会 (近江八幡市蒲生郡)	竜王町公民館 蒲生郡竜王町大字小口276-1	テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医生涯教育制度 1単位、CC6
9月27日(木) 15:00～16:00	第3回小児救急医療地域医師 研修会	琵琶湖ホテル3階「瑠璃の 間」 大津市浜町2-40	テーマ:「子ども虐待」 講師:滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 西島 節子 先生	滋賀県 医師会	大津市医師会	会報6月号掲載
9月27日(木) 14:30～15:30	平成30年度死体検案研修会 (東近江)	東近江地域医療センター 多目的室 東近江市中小路町483-4	テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医生涯教育制度 1単位、CC6
10月25日(木) 14:30～15:30	第4回小児救急医療地域医師 研修会	東近江地域医療支援セ ンター内多目的室 東近江市中小路町483-4	テーマ:「子ども虐待」 講師:滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 多賀 崇 先生	滋賀県 医師会	東近江医師会	会報6月号掲載
10月25日(木) 14:00～15:00	平成30年度死体検案研修会 (守山野洲)	守山市すこやかセンター 守山市下之郷三丁目2-5	テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医生涯教育制度 1単位、CC6

★ 新規

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
★ 11月17日(土)	第35回滋賀医学会総会	琵琶湖ホテル 大津市浜町2-40	未定	滋賀県 医師会	生涯教育担当	
11月28日(水) 14:00～15:00	平成30年度死体検案研修会 (彦根)	彦根市保健・医療複合施設 くすのきセンター 彦根市八坂町1900-4	テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医生涯教育制度 1単位、CC6
11月29日(木) 15:00～16:00	第5回小児救急医療地域医師 研修会	湖北医師会内 メディカルサポートセンター 長浜市宮司町1181-2	テーマ:「子ども虐待」 講師:滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 成宮 正朗 先生	滋賀県 医師会	湖北医師会	会報6月号掲載
12月20日(木) 14:00～15:00	第6回小児救急医療地域医師 研修会	すこやかセンター内 守山市下之郷三丁目2-5	テーマ:「子ども虐待」 講師:滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 伊藤 英介 先生	滋賀県 医師会	守山野洲医師会	会報6月号掲載
12月21日(金) 14:30～15:30	第7回小児救急医療地域医師 研修会	今津サンブリッジホテル 高島市今津町今津1689-2	テーマ:「子ども虐待」 講師:滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 有田 泉 先生	滋賀県 医師会	高島市医師会	会報6月号掲載
12月27日(木) 15:00～16:00	平成30年度死体検案研修会 (大津市)	琵琶湖ホテル 3F瑠璃 大津市浜町2-40	テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医生涯教育制度 1単位、CC6
1月26日(金) 16:00～17:00	第8回小児救急医療地域医師 研修会	草津市立サンサンホール 草津市大路二丁目11-51	テーマ:「子ども虐待」 講師:滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 吉岡 誠一郎 先生	滋賀県 医師会	草津東医師会	会報6月号掲載
2月28日(木) 16:00～17:00	平成30年度死体検案研修会 (甲賀湖南)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医生涯教育制度 1単位、CC6
3月28日(木) 15:00～16:00	平成30年度死体検案研修会 (湖北)	湖北医師会 長浜市宮司町1181-2	テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医生涯教育制度 1単位、CC6
3月30日(土) 16:00～17:00	第9回小児救急医療地域医師 研修会	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ:「子ども虐待」 講師:滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 田中 直人 先生	滋賀県 医師会	甲賀湖南医師会	会報6月号掲載

草津栗東医師会・行事予定表

平成30年 7月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
1	日			
2	月	在宅療養支援センター設置・運営事業打合せ会議	pm 2:00~	サンサンホール2F
3	火			
4	水	矢倉学区の医療福祉を考える会議	pm 1:30~	矢倉まちづくりセンター
5	木	志津学区の医療福祉を考える会議	pm 7:30~	志津まちづくりセンター
6	金			
7	土	囲碁同好会	pm 2:00~	医師会会議室
8	日			
9	月			
10	火			
11	水			
12	木	湖南圏域重度障害児者医療ネットワーク検討委員会	pm 3:00~	守山野洲医師会
		ダンス同好会	pm 7:00~	プロムナード
13	金			
14	土	WATCH in Shiga 2018	pm 2:10~	ピアザ淡海
		囲碁同好会	pm 2:00~	医師会会議室
15	日			
16	祝	海の日		
17	火			
18	水			
19	木	第3回滋賀県医師会・地域医師会会長会議	pm 2:30~	医協ビル3F
20	金			
21	土	7月理事役員会	pm 2:00~	医師会会議室
22	日			
23	月			
24	火			
25	水			
26	木	ダンス同好会	pm 7:00~	プロムナード
27	金			
28	土	7月例会	pm 2:00~	サンサンホール3F
		学術講演会	pm 3:30~	サンサンホール3F
		老上学区の医療福祉を考える会議	pm 2:00~	老上まちづくりセンター
29	日	ゴルフ同好会		信楽GC
30	月			
31	火			

平成 30 年 6 月 5 日

会 員 各 位

一般社団法人草津栗東医師会
 会長 中嶋 康彦
 GP 実行委員会
 委員長 佐藤 啓二

平成 30 年度 7 月例会および学術講演会の開催について

向夏の候、会員各位におかれましてはますますご清祥のこととおよろこび申し上げます。

平素は、医師会の運営にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年度診療報酬改定においてベンゾジアゼピン受容体作動薬の多剤投与や長期継続処方について改定が行われ、睡眠薬と抗不安薬処方での一定の制約を受けることになりました。当会の会員より日医 e・ラーニングに代わる「不安又は不眠に係わる適切な研修」の要望があった為、GP 実行委員会として以下のような研修会を企画しました。

つきましては、公私ご多用途は存じますが、万障お繰り合わせの上ご参加して下さい。

記

1. 開催日時：平成 30 年 7 月 28 日（土） 14：00～17：30
2. 開催場所：草津市立サンサンホール 3F 大会議室
3. 例会：14：00～15：30
4. 講演会：「不安又は不眠の精神科薬物療法に係わる研修」15：30～17：30
5. 講師：メープル・クリック 院長 佐藤 啓二 先生
 ※CC69（不安）・CC20（不眠）を充たす研修で、プライマリー・ケアの提供に必要な 2 単位に該当。

以上

※お手数をおかけ致しますが下記の番号に○を付けて 7/25（水）までにご返送の程、宜しくお願い致します。

1. 例会・講演会に参加 2. 例会のみ参加 3. 講演会のみ参加
4. 全て不参加

氏 名： _____

『草津栗東医師会学術講演会』

謹啓 時下、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は弊社製品につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
この度、下記の通り講演会を企画させて頂きました。
ご多忙中とは存じますがご参集賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

記

敬白

【日時】2018年 6月30日(土) 16:30~17:30

【場所】クサツエストピアホテル 2階 「瑞祥の間」

(住所) 〒525-0037 滋賀県草津市西大路町4-32 (電話) 077-566-3333

※医師会定例会後の開催

【情報提供】16:25~16:30

『DPP-4阻害薬/ビッグナイド系配合剤 イニシンク配合錠について』

武田薬品工業株式会社 滋賀中央営業所

座長 草津栗東医師会 学術部長

内田 和則 先生

【学術講演】16:30~17:30

『当院における2型糖尿病診療と

地域医療連携の実際』

社会福祉法人恩賜財団 済生会滋賀県病院 糖尿病内分泌内科

部長 福家 智也 先生

日本医師会生涯教育制度

取得単位数 1単位

取得カリキュラムコード : 12 地域医療(0.5単位)

76 糖尿病(0.5単位)

共催: 草津栗東医師会/武田薬品工業株式会社